

低すぎる。従って見積もり価額の評価点数について今後同種の契約をする場合は検討すべきと思われる。

新総合健診システムは3つの契約書で構成されており、

- ① 仕様書策定業務 5,460,000円
- ② 健診システムのハードウェア・ソフトウェアの健診事前準備までの稼働は平成20年3月までとし、契約金額は、44,415,000円
(契約日 平成19年12月26日)
- ③ 健診システムソフトウェア開発費25,610,000円(契約日平成19年12月26日)
- ④ 健診システム追加ソフトウェア 4,515,000円(契約日 平成19年12月26日)

健診システムの契約毎の代金の支払状況

項目	金額	19/12月	20/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
①仕様書策定	5,460,000	5,460,000								
②健診システム (ハード・先行ソフト)	44,415,000		30,400,000		14,015,000					
③健診システム (ソフトウェア開発費)	25,610,000		7,683,000		7,683,000				10,244,000	
④健診システム (追加ソフトウェア開発費)	4,515,000				1,354,500				1,354,500	1,806,000
合計	80,000,000	5,460,000	38,083,000		23,052,500				11,598,500	1,806,000

法人の資産計上状況

科目	概要	取得年月	耐用年数	取得価額	当期償却額	平成20年3月31日 の期末残高
什器備品	新システムハード①	H20.1.25	5年	5,410,000	676,250	4,733,750
"	新システムハード②	H20.3	5年	14,015,000	583,958	13,431,042
				①20/1支払 38,083,000		②20/3支払 23,052,500
業務ソフト	健診システム仕様書	H19.12.5	10年	19/12支払 5,460,000	182,000	5,278,000
"	健診システム①	H20.1.25	10年	32,673,000	816,825	31,856,175
"	健診システム②	H20.3	10年	9,037,500	75,312	8,962,188

★★会計処理上の問題点

- (1) 業務ソフトの耐用年数を10年としているが、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で無形減価償却資産として5年の耐用年数である。
 - (2) 資産の計上額を、換算基準ではなく支払基準で計上するのは誤りである。
 - (3) 前ページ③の中に含まれる7,683,000円及び④の中に含まれる7,683,000円+1,354,500円=9,037,500円はまだソフトを作成中のものであり、完成引渡しを受けたものでないため什器備品、業務ソフトに計上すべきものではない。
 - (4) (3) のことから、減価償却費も計上すべきではない。
- 計上すべき科目は建設仮勘定であり、減価償却は行わない。

(財)山梨県健康管理事業団

5- (5)

(財)山梨県健康管理事業団が、平成4年7月に8,000万円の借入を行い、所有の土地・建物に抵当権が設定された。当該借入金は、平成5年7月に完済された。それ以降、現在に至るまで資金調達の必要性がないにもかかわらず、抵当権が設定されたままとなっている。早急に抵当権の解除を行う必要がある。

平成4年7月16日に事業団所有である荒川二丁目10-26の土地・建物を抵当にし、運用資金を借入れることとした。

抵当権設定は平成4年7月16日に額度額9,600万円として行われた。

借入に先立ち、一時借入金に関する規程を次のように整備した。

第5条 (抵当権の設定)
不動産を担保に供する場合は、借入れ限度額の範囲内で根抵当権の設定を行うものとする。
第6条(抵当権の解除)
借入金の償還が完了し、以後借入れの見込みがない場合はただちに抵当権の解除を行うものとする。

事業団の一時借入金に関する規程の第6条で抵当権の解除が示され、借入金の償還が完了し、以降借入れの見込みがない場合はただちに抵当権の解除を行うものとされている。

決算資料では、わかっているだけで平成9年以降現在まで黒字決算を続け、平成20年3月31日の正味財産は763百万円となっており、資金調達の必要性は現段階では無いと考える。従って、早急に土地・建物の抵当権を解除すべきと考える。

(財)山梨県環境整備事業団

6- (1)

消費税の計算誤りにより平成19年度分(平成20年5月納付分)が3,749,100円納付不足となっていた。

(財)山梨県環境整備事業団はまだ課税売上はないが、国・山梨県等からの補助金収入(特定収入)があり、このため課税売上がなくとも特定収入に係る課税仕入れ等の税額を計算することになる。この場合、通常は次の5つの計算表を作成することにより計算される。

- 計算表1 資産の譲渡等の対価の額の計算表
- 計算表2 特定収入の金額及びその内訳書
- 計算表3 特定収入割合の計算表
- 計算表4 調整割合の計算表
- 計算表5 調整後税額の計算表

上記計算表1から計算表5までの計算を行い、控除対象仕入税額が算定され、消費税の申告書に連動していく。

しかし、当財団の場合調整割合が著しく変動した(その課税期間における調整割合と通算調整割合との差が20%以上)場合の特定収入に係る課税仕入等の税額の調整が計算表6、7を作成して計算される。

- 計算表6 通算調整割合の計算表
- 計算表7 通算調整割合による調整後税額の計算表

当財団は、計算表7の過去3期の課税期間の調整計算をする段階で誤ったもので、最終的な控除対象仕入税額が当財団の計算では▲9,851,888円であったが、正しく計算すると▲12,851,100円となる。ここで計算された金額がマイナスの場合には

マイナスの場合 申告書付表2の①欄及び申告書(一般用)の③欄(控除過大調整額)の金額に加算する。

この結果、当初の控除過大調整税額 9,851,800 + 9,851,800 × 0.25 = 12,314,700円を納付したのであるが、正しくは、控除過大調整税額 12,851,100 + 12,851,100 × 0.25 = 16,063,800円が必要納付額となる。

16,063,800 - 12,314,700 = 3,749,100円が納付不足額

この納付不足額については、消費税の修正申告書を平成20年8月26日に提出し、同日納付も行った。

(財)山梨県環境整備事業団

6- (2)

明野廃棄物最終処分場建設事業(1)浸出水処理施設建設工事(契約額 970 百万円)において、本来であれば平成 19 年度までの実際の出来形 33%に基づき支払額(422 百万円一部前払金含む)を資産計上しなければならぬところ、当該年度までの出来形予定額 60% (581 百万円)を計上していた。

また、明野廃棄物最終処分場建設事業(2) 本体建設工事(契約額 1,776 百万円)において、本来であれば出来形に基づいて支払った平成 19 年度の中間前払金までの出来形予定額 61% (1,082 百万円)を計上していた。

資産への計上額は出来形予定額ではなく、出来形を基に一部前払金も含めたものとすべきである。このため、上記 2 つの事業で資産及び負債がともに 475 百万円過大に計上されていた。

(1) 浸出水処理施設工事(契約額 970 百万円)について

(税込:円)

年度	出来形予定額	支払限度額	既支払済額		
			前払金	部分払	部分払
平成 18 年度	21,000,000	18,900,000	8,400,000	-	10,500,000
平成 19 年度	624,750,000	562,275,000	249,900,000	158,740,000	-
平成 20 年度	324,450,000	389,025,000	-	-	-
計	970,200,000	970,200,000	-	-	-

年度	出来形予定額 (支払限度額)	実際の出来形 ※支払限度額への差	
		8 百万円	+11 百万円
平成 18 年度	21 百万円 (19 百万円)		
平成 19 年度	624 百万円 (562 百万円)	260 百万円 +153 百万円	平成 19 年度 までの実際の 出来形 33.86%

法人の資産計上額
21 百万円
+ 624 百万円
× 90%
= 681 百万円

実際の出来形を基に契約書の所定の条項を遵守すると 40%の前払額が認められるため、19 年度までの資産として計上すべき額は下記のとおり 422 百万円であるが、決算書に計上された額は 581 百万円であり 159 百万円過大計上となっている。

決算書計上額

18,900,000 円 + 562,275,000 円 = 581,175,000 円

資産として計上すべき額

8,400,000 円 + 10,500,000 円 + 249,900,000 円 + 158,740,000 円 = 422,540,000 円

資産過大計上額

581,175,000 円 - 422,540,000 円 = 158,635,000 円

平成 19 年度出来形予定額(部分払い)

事業	明野廃棄物最終処分場(仮称)建設事業	工事名	明野廃棄物最終処分場(仮称)建設工事
前払金額 (A)	970,200,000 円	前払金額 (B)	249,900,000 円

出来形(3月31日)	金額 (D)	(D) × 9/10 の額 (E)	前払金控除額 (B) × (D) = (F) (注)
% (C)	328,509 千円	295,650 千円	123,010 千円

差引額	支払済部分払額	平成 19 年度未支払予定額
(E) - (F) = (G)	(H)	(G) - (H) = (I)
172,640 千円	18,900,000 円	153,740,000 円

(注)

当該年度出来形予定額 (J)	624,750,000 円
前年度出来形金額 (K)	21,000,000 円
当該年度前払金受領額 (B)	249,900,000 円
出来形予定額に対する率 (L) %	49.22 %
(D) - (I) / (J) %	

(2) 明野廃棄物最終処分場本体建設工事(契約額 1,776 百万円)について

(税込:円)

年度	出来形予定額	支払限度額	既支払済額		
			前払金	部分払	部分払
平成 18 年度	148,050,000	133,245,000	59,220,000	-	74,025,000
平成 19 年度	1,055,250,000	949,725,000	422,100,000	211,050,000	-
平成 20 年度	573,564,600	693,894,600	-	-	-
計	1,776,864,600	1,776,864,600	-	-	-

(財)山梨県環境整備事業団

6-1(3)

(1) 平成19年度の決算報告書の「財務諸表に対する注記」で満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益を記載することになっており、債券の時価ではなくて額面で記載してあった。今後、時価を確認して評価損益を書く必要がある。

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

__下線部は誤りで債券、帳簿価額が正しい。

科目	帳簿価額	時価	評価損益
国債	29,928,000	30,000,000	72,000
合計	29,928,000	30,000,000	72,000

(単位：円)

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

(単位：円)

科目	帳簿価額	時価	評価損益
国債	29,928,000	30,018,210	90,210
合計	29,928,000	30,018,210	90,210

(2) 平成17年10月4日以降実質的に利用していない普通預金口座が2つあるので、使用見込みがないのであれば解約することが望ましい。下記のとおり現在では解約済となっている。

口座	銀行	支店	名義	口座番号	解約年月日
	山梨中央銀行	県庁支店	(財)山梨県環境整備事業団	634xxxx	20年8月26日
	山梨中央銀行	県庁支店	(財)山梨県環境整備事業団	2679xxxx	20年8月19日

(3) 領収書の管理状況を確認したところ、領収書は市販のものを使用し運番管理が行われておらず複写式となっていない。さらに、未使用の領収書のものに既に(財)山梨県環境整備事業団の印鑑も8枚押印されていた。領収書は連番管理を行い市販の領収書は避けるべきであり、また、領収書の押印は必要な都度責任者の承認のうえ押印すべきである。

年度	出来高予定額 (支払限度額)	実際の出来形 ※支払限度額へ-1
平成18年度	148百万円 (133百万円)	59百万円 +74百万円
平成19年度	1,055百万円 (949百万円)	422百万円 +211百万円
平成20年度	573百万円 (694百万円)	316百万円

平成19年度までの実際の出来高約41.2%

法人の資産計上額
 148百万円
 +1,055百万円
 ×90%
 =1,082百万円

実際の出来形を基に契約書の所定の条項を遵守すると40%の前払額が認められるため、19年度までの資産として計上すべき額は下記のとおり766百万円であるが、決算書に計上された額は1,082百万円であり316百万円過大計上となっている。

決算書計上額

133,245,000円+949,725,000円=1,082,970,000円

資産として計上すべき額

59,220,000円+74,025,000円+422,100,000円+211,050,000円=766,395,000円

資産過大計上額

1,082,970,000円-766,395,000円=316,575,000円

上記は建設工事の件だが、同様なことが委託料でも行われており、作業量の如何に関わらず、契約した期の費用として全額が計上されている。費用は提供を受けたサードピアに計上するのが原則であり、出来形に応じて委託料を計上すべきである。

現在は出来形契約でない限りは、契約期間が決算日をまたぐ場合でも全額を契約を締結した期の費用として処理している。

たとえば、埋蔵文化財発掘調査支援業務委託については、平成19年度の委託費として1,967,700円が計上されているが、作業内容を見ると平成19年3月の作業日が21日あり、平成19年度となる平成19年4月は245日であることから、908,169円{1,967,700円×21/(21+245)}について本来は前年度の委託費とすべきものである。また、維持管理メニュー/作業委託は平成19年度に委託費2,362,500円が計上されているが、実際にはほとんど作業が行われておらず、本来は平成20年度の委託費とすべきものである。費用は提供を受けたサードピアに計上するのが原則であり、出来形に応じて委託料を計上すべきである。

(財)山梨県環境整備事業団

6-(4)

法人の諸規程は概ね整備されているが、実際に規程どおり運用されていないものがある。また、実態にそぐわないものもあり、法人として諸規程の見直しを図ると共に規程に準拠した対応が必要である。
諸規程の整備・運用状況の現状と今後の改善対策

諸規程	現 状	改善対策
1 組織規程	第 8 条 (職員の駐在) 北巨摩郡明野村境内に職員を駐在させることができる。 第 34 条 (事業団職員証) 職員証を別図のとおり定める。	(住所の問題) 北巨摩郡明野村境内に職員を駐在させることができる。 別図があるが、実際には作成されていない。 (平成 20 年 8 月 28 日に作成を確認)
2 就業規程	第 36 条 取得価額が 3 万円以上の備品 取得価額が 3 万円以上の備品で 消耗品 備品以外のもの 第 43 条 次の計算書類を作成し、理事長に提出しなければならない。 (1) 事業報告書 (2) 収支計算書 (3) 正味財産物帳計算書 (4) 貸借対照表 (5) 財産目録 (6) その他付属資料	3 万円以下のものも備品台帳管理を行っており、規程と異なる対応がなされている。 新公益法人会計基準に準拠した対応が必要である。
4 寄付行為	第 12 条 財産の総額に変更があったときは 2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。とあるが、資産の総額 金 3,000 万円となったままである。	資産の総額は、実額 519,698,000 円であるが、平成 20 年 12 月 1 日以降帳権抹消されたこととなった。
5 文書取扱規程	第 16 条(文書の保存) 事業の処理が完了した文書は、年度ごとに編さんし、文書保存台帳(第 8 号様式)に記載のうえ保存しなければならない。	規程に準拠することが必要である。

(財)山梨県林業公社

7-(1)

背水の陣の林業公社。国内木材価格の下落、搬出コストの増大により当初想定した事業スキームが事実上破綻しており、林業公社の最終収支試算によると 200 億円を超過赤字である。長期債務が増大する一方の公社は、存続が解散かの林業公社のあり方が問われている。解散しても多額の長期債務は山梨県が負担せざるを得ないため返済負担は変わらない。今後の見直しの方向性として次のことを検討すべきと考える。

- (1) 分散林事業がきわめて厳しい状況になってきたことから平成 9 年度までは、伐採後の収益は、公社 6 割、土地所有者 4 割となっていたものを、平成 10 年度以降の新規契約からは分散割合を 3 回変更し、平成 14 年度以降は公社 8 割としている。しかし、平成 14 年度以降は新規造林を中止しておりその適用件数は伸びない状況であり、公社有林の実態を土地所有者に説明し、交渉により収益の分配率を最大限公社 9 割、土地所有者 1 割とするような見直しを背水の陣の林業公社は可能な限り行う必要があると考える。
- (2) 国は、平成 18 年度から、伐採期間の延長・針広混交林化等への取り組みに、補助事業の拡充・金融対策や地方財政措置として交付税措置等の施策を開始した。林業公社もこれらの施策を取り入れながら事業の見直しを行ってきたが、さらに有効活用し、積極的な改善を進めていくべきである。また、現在見直し中の、県の「出資法人改革推進プラン」とも連携させながら、さらに国等で構成する「林業公社の経営対策等に関する検討委員会」での本格的対策(H22年度以降)を取り入れて改善に努める必要がある。
- (3) 長期収支試算における一般管理費については、給料・退職金等の人件費の見直し及び諸経費の削減目標を最大限 20%と設定し林業公社の存続を図るための改革の実行が必要である。
- (4) 一方、平成 30 年代以降は本格的に伐採時期を迎えるが、木材価格が低迷する中、再造林のための費用が捻出できず裸地化する懸念があるが、これは土砂災害の危険性を高めることになる。さらに、森林に対しては、地球温暖化防止、水資源のかん養、保健休養などの公益的な機能の発揮への期待が大きくなっている。森林が公益的機能を発揮するためには、適切な管理を行っていくことが必要であり、そのための費用をまかなえる林業手法を取り入れていくことも検討すべきである。

- (財) 山梨県林業公社の概要
- (1) 設立年月日 昭和40年
 - (2) 森林(分収林)の資産総額 259億円
 - (3) 長期借入金金の総額 222億円(平成20年3月31日現在)
- 内訳
- ①山梨県 132億円
 - ②農林漁業金融公庫 67億円
 - ③甲府信用金庫 23億円
- 山梨県が損失補償を行っている
- (注) ②は平成20年10月1日より日本政策金融公庫と名称が変更された。
- (4) 森林(分収林)の経営面積 7,856ha
 - (5) 長期収支の試算結果 207億円の赤字

最終収支が207億円赤字の内容

(注 平成18年度末での今後の資料のため前年の数値とは必ずしも一致しない。) 市中銀行借入金 ⑨-⑩=23億円、23億円=⑪

公庫借入金 ①-②=71億円、71億円+③=④
 県借入金 ⑤-⑥=127億円、127億円+⑦=⑧

年度	収入							支出							合計 左記収入 支出を加えて		
	補助金	公庫借入金	県借入金			市中銀行借入金	伐採収入	事業費	一般管理費	公庫返済		県返済		市中銀行返済		分収交付金	
			事業分	市中銀行返済	公庫返済					元金	利息	元金	利息	元金			利息
平成18 までの 実績	712億	123億 ①	36億	1億	93億	24億 ⑨	913億	39億	62億	71億	3億	1億	1億	—	1億	④4億	
平成19)	7億	3億 ③	46億	28億	99億	215億	10億	46億	74億	24億	300億	43億	23億	5億	86億	⑧ ▲211億	
平成67																④+⑧ ▲207億	

改善案(2)
国からの補助金を活用する。

改善案
事業費削減のため
人件費の価格交渉を行う。

改善案(3)
人件費・諸経費の見直しは最大限20%を目標とする。

改善案(1)
を実現するため
県は利息・元金の免除を検討する。

改善案(1)
公社と土地所有者との
収益分配割合を見直しは最大限9対1とする。

(注) 収支試算の算出について

※長期収支試算については、平成13年度に検討した方法(過年度分は実績による投資金額、今後の必要経費は一定条件を設定し現時点での金額にそれぞれ発生する利息の計算を行い、材価については県内3市況の前年度の取引価格を基に試算)を踏襲して行っている。超長期に渡る試算であるため、因子によっては不確定要素を含んでおり、木材市況の動向などにより収支試算額は変化する。今後の方向性を検討するうえで、木材価格・事業費・一般管理費等の再精査をし、より精度を高めていく必要がある。

(A) 林業公社の試算による最終収支の赤字 207 億円は、特に改革を行わない限り全額山梨県の負担となる。

(B) この最終収支の赤字の負担は、現状林業公社＝山梨県が負担するのである。林業公社の大部分の事業である分収造林事業は、造林する林業公社と土地所有者双方の共同事業であり、伐採後の収益の分配は林業公社 6 割、土地所有者 4 割となっている。

従って、最終赤字 207 億円を林業公社と土地所有者で収益の分配割合で負担すべきと考えられると負担金額としては次のとおりである。

林業公社 207 億円×0.6＝124 億円
土地所有者 207 億円×0.4＝83 億円

上記のように考察すると、土地所有者への収益の分配金(分収交付金)は現状 86 億円であるので、86 億円－83 億円＝3 億円の分配しかないことになる。林業公社が設立された昭和 40 年頃想定した事業スキームでは、分収造林を行い収益の分配は林業公社と土地所有者で 6:4 で行うことで事業が成り立つ予定であった。しかし、事業スキームの想定期間が約 50 年以上と長期に渡るため、多くの経済環境の変化が当然発生する。企業経営でも約半世紀に渡る計画は、ほとんど皆無であり、ほとんど事業経営が破綻している。最近の山梨県内では、農地所有者も一部の農地を除いて無料でも管理してくれる人がいれば、土地所有者はお願いするような状況である。

平地の農地でさえそのような状況であるため、山梨県の農地耕作放棄地比率は全国ワースト 2 位で 14%を超えている。山梨県の山林所有者も約 8,000ha を林業公社から伐採後、返還を受けても現在の山梨県の農地と同様管理できる状況でないことは、容易に想像できる。これは、農業後継者が激減しているのと同じで、林業後継者も激減している実態からも明らかである。

(C) 最終収支 207 億円の中には、山梨県が林業公社に貸付けていた昭和 40 年度から平成 9 年度までの貸付金の利息 43 億円を今後支払ったという前提での赤字である。(平成 10 年度から現在までの貸付金利息は無利息となっている。)従って土地所有者に赤字負担を今後の交渉で軽減してもらうとすれば、山梨県の貸付金利息 43 億円も補助金等により支援または放棄してもらうことも考えなければならない。

土地所有者も赤字負担を考慮すれば全体で 3 億の分配であるが、伐採収益の 4 割の分配を 1 割の分配に見直しを行い、最終的に 22 億円(86 億円÷4＝22 億円)の分配とする方向で考察し、今後後世に渡って、安定して継続

的に山梨県の山林を保護し、環境保全を行っていくには、山梨県、山林の土地所有者、県民に十分理解してもらう必要がある。

★★結論

現状での最終収支 207 億円の負担は下記のとおりとなる。

$$\begin{matrix} \boxed{\text{最終収支}} & = & \boxed{\text{(財) 林業公社}} \\ \boxed{207 \text{ 億円の赤字}} & & \boxed{\parallel} \\ & & \boxed{\text{山梨県が負担する}} \end{matrix}$$

最終収支 207 億円の赤字の解消の方向性

$$\begin{matrix} \boxed{\text{最終収支}} & \text{=} & \boxed{\text{山梨県の貸付}} & \text{+} & \boxed{\text{土地所有者の}} & \text{+} & \boxed{\text{林業公社の今}} & \text{+} & \boxed{\text{山梨県の貸付}} \\ \boxed{207 \text{ 億円の赤字}} & \text{=} & \boxed{\text{金利息 43 億}} & \text{+} & \boxed{\text{分配を 1 割に}} & \text{+} & \boxed{\text{後 50 年間の経}} & \text{+} & \boxed{\text{金 90 億円につ}} \\ & & \boxed{\text{円について補}} & \text{+} & \boxed{\text{するに} 64 \text{ 億円}} & \text{+} & \boxed{\text{費削減額 10 億}} & \text{+} & \boxed{\text{いて補助金等}} \\ & & \boxed{\text{助金等による}} & & & & & & \boxed{\text{による支援ま}} \\ & & \boxed{\text{支還または放}} & & & & & & \boxed{\text{たは放棄}} \\ & & \boxed{\text{棄}} & & & & & & \end{matrix}$$

★★方向性の一案

- (1) 所有者の理解を得られる箇所については、分収割合の見直しを検討する。
- (2) 伐採期間の延長・斜広混交林化等への取り組みを検討する。
「林業公社の経営対策等に関する検討委員会」での本格的対策 (H22 年度以降) 取り入れて改善に努める。
- (3) 長期収支試算の一般管理費について、事業費に見合った人件費等の見直しを図る。

参考資料 土地所有者別契約状況

H20.3.31現在

分収造林地		土地所有者				備考			
		件数	経営面積	比率					
		(単位:ha)							
公有	市町村有林	84	415.81	5.3					
	財産区有林	74	430.61	5.5					
	組合有林	17	96.69	1.2					
法人	社寺有林	72	255.05	3.3					
	会社有林	9	31.92	0.4					
	実有林	77	668.54	8.6					
個人	個人有林	1,831	5,900.58	75.7					
	合計	2,164	7,799.10	100.0					

参考資料

林業公社に対する平成21年度の支援措置

林業公社の森林整備を支援し、また、経営の安定化を図る観点から、これまで、補助事業、金融措置、地方財政措置による支援を実施してきたところである。

平成21年度は、補助事業において、公的主体が実施する森林整備につき、喫緊の課題である間伐を促進するため、条件不利森林を対象とした定額助成方式の事業を創設する。

また、20年度補正予算により、定額助成方式による間伐の実施及び作業道の整備を措置する。

さらに、地方財政措置として、都道府県が行う林業公社への利子補給及び無利子貸付に係る利子負担分に対する特別交付税措置を拡充する。

1 補助事業

- ① 公的主体が分収方式で森林整備を行う事業として、間伐等の実施、抜き伐りと天然更新による広葉樹林化等を促進 (継続)
- ② 創意工夫により負担を軽減できる定額助成方式の事業として、条件不利森林を対象に間伐等森林整備を推進 (21年度新規)
- ③ 20年度補正予算を活用した定額助成方式による間伐と作業道の整備を推進 (20年度第1次及び第2次補正)
- ④ 非皆伐施業へ転換するための地元説明会の開催や契約変更に向けた取組への支援を行うソフト事業を実施 (継続)

2 金融措置

- ① 利用間伐に必要な資金と日本政策金融公庫資金の当該年度の償還元金の円滑な支払いに必要な資金を併せて貸し付け (利用間伐推進資金) (継続)
- ② 有利子の公庫資金と無利子の森林整備活性化資金の併せ貸しによる金利負担の軽減 (併せ貸しする無利子資金の貸付割合を一定の要件を満たす場合に引上げ (27→1/2→3/5) (継続))

3 地方財政措置

森林の公益的機能を維持増進させるための取組を行う林業公社への利子補給及び無利子貸付に係る利子負担分に対する特別交付税措置を以下のとおり拡充。

- ① 措置率の引き上げ
- 現行：措置率 20%、上限2億円→平成21年度：措置率 50%、上限5億円
- ② 都道府県が林業公社の債務を引き受けた場合についても、当該引き受けた債務に係る利子相当額を特別交付税措置の対象とする。

平成元年度から平成9年度までの利益約2億円を決算に反映せず、多額の損失が発生した平成19年度に当該利益を相殺することは不適切な会計処理と旨ざるを得ない。今後適切な会計処理を行う必要がある。

平成元年度から平成9年度までにゴルフ場建設、ニュータウン建設のため等により森林資産を売却し、分収造林契約を解除して売却益が193,944,698円発生したが、売却益を計上せずに森林資産勘定を減額していた。年度毎に正しい会計処理が必要である。

また、平成元年度から平成10年度までに火災等により分収造林契約を解約し、解約損等が57,661,981円発生していたが、解約損を計上せずに森林資産勘定を増額していた。年度毎の正しい会計処理が必要である。

この件については、平成19年度に今後撤出コストの方が収益を超えるようなものについて土地所有者に森林資産を無償譲渡することによる分収造林除却損220,415,458円(39件)と相殺し84,132,741円を最終的に分収造林除却損として決算上計上している。

(1) 平成元年度から平成9年度まで森林資産を売却した時の林業公社の処理は、売却当時の森林資産の帳簿価額をまとめて2億円と仮定して、実際の会計処理とあるべき会計処理を示せば次のとおりである。

実際の会計処理	現金預金 393,944,698	森林資産 393,944,698
あるべき会計処理	現金預金 393,944,698	森林資産 200,000,000 分収造林売却益 193,944,698

(2) 平成元年度から平成10年度までに森林資産を解約等したときの林業公社の実際の会計処理とあるべき会計処理を示せば、次のとおりである。

実際の会計処理	何も処理せず
あるべき会計処理	分収造林除却損 57,661,981 / 森林資産 57,661,981

(3) 平成19年度に今後収益より費用がかかりすぎるという理由で、森林資産を無償譲渡したことによる実際の損失は220,415,458円であったが、林業公社の実際の会計処理を示せば、次のとおりである。

実際の会計処理	分収造林除却損 84,132,741 / 森林資産 84,132,741
---------	--------------------------------------

この仕訳の中身は

① 平成19年度の森林資産の無償譲渡による損失分の計上 分取造林除却損 220,415,458 / 森林資産 220,415,458
② 平成元年度から平成9年度までの未処理の売却益を平成19年度にまとめて会計処理したもの。 森林資産 193,944,698 / 分取造林売却益 193,944,698
③ 平成元年度から平成10年度までの未処理の除却損を平成19年度にまとめて会計処理したもの。 分取造林除却損 57,661,981 / 森林資産 57,661,981

結局、過年度(10年～20年前)の売却益等を決算報告書に反映することなく、会計処理を行ってきたことは弊に異まなければならぬ。

平成元年度から平成10年度までに契約解除したが、売却益・除却損を計上しなかった明細

台帳番号	市町村	大字	字	解除・解除理由	森林資産額	売却利益 年月日
40	大月市	廣上	長坂	東大月ニュータウン建設のため	21,859,346	5.3.17
55	春日居町	下岩下	橋沢	春日居ソノフ建設のため	42,168,177	1.9.29
76	下都町	三沢	大木使	契約不履行につき解除	0	82.10.26
81	大月市	廣上	行越	東大月ニュータウン建設のため	22,289,887	5.3.17
122	大月市	廣上	日向富留	東大月ニュータウン建設のため	24,470,024	5.3.17
124	大月市	朝日ノ沢	朝ノ木藪	所有者自己都合による解除	0	49.3.29
149	大月市	下初井	高川山	伊州段石事業地拡大のため	28,261,577	1.4.7
263	牧山町	前橋	前橋	牧山ソノフ建設のため	0	83.9.29
273	春日居町	園府	小築子沢	春日居ソノフ建設のため	2,987,371	1.6.13
287	春日居町	園府	小築子沢	春日居ソノフ建設のため	2,531,461	1.6.13
297	牧山町	前橋	前橋	春日居ソノフ建設のため	0	86.9.29
311	春日居町	園府	小築子沢	春日居ソノフ建設のため	947,831	1.6.13
465	春日居町	朝日野場	榎ノ松	春日居ソノフ建設のため	3,282,886	1.4.18
535	春日居町	朝日野場	榎ノ松	春日居ソノフ建設のため	1,870,432	1.4.18
575	牧山町	西保中	滝廻り	春日居ソノフ建設のため	6,501,261	10.2.3
606	長坂町	中丸	並久保	新富区健康センター建設のため	4,864,969	4.1.28
694	長坂町	中丸	新代	新富区健康センター建設のため	11,939,044	4.1.28
790	牧山町	西保中	滝廻り	春日居ソノフ建設のため	34,685,154	10.2.3
1070	三倉村	下巻口	加久保	三倉村スタートセンター建設のため	900,273	5.7.29
1339	勝沼町	深沢	石沢	勝沼山火事積約	3,302,211	5.11.1
1470	勝沼町	深沢	西久保	勝沼山火事積約	1,466,511	5.11.1
1471	勝沼町	深沢	西久保	勝沼山火事積約	312,378	5.11.1
1609	勝沼町	深沢	石沢	勝沼山火事積約	807,958	5.11.1
1610	勝沼町	深沢	石沢	勝沼山火事積約	1,286,361	5.11.1
1657	玉川市	水上	比田	不仕行為に伴う損害賠償	1,021,669	—
1931	勝沼町	深沢	西久保	勝沼山火事積約	1,788,261	5.11.1
433	三倉村	上巻口	長畑	分取森林移付	5,607,343	7.3.31
376	栗川村	中野川	入沢	分取森林移付	5,357,896	8.3.8
511	南都町	下佐野	栗の向	分取森林移付	10,310,358	9.2.20
647	蓮沼村	小橋	小橋	分取森林移付	9,134,428	10.3.11
728	河口湖町	大石	久保井山	分取森林移付	11,991,618	11.1.29
計					136,282,717	

上記136,282,717円の内訳は、売却部分 193,944,698円 (マナス事業部分)
除却部分 57,661,981円
合計 ▲136,282,717円

平成19年度分収造林除却費220,415,458円の明細

台帳番号	市町村	大字	字	森林経営指定	契約開始年月日
10	市川大門町	黒沢	二階	4,610,708	197.31
23	黒沢町	黒澤	古宿	3,666,626	195.31
26	市川大門町	黒沢	古宿	4,059,449	177.31
44	三保町	中山	田圃向	8,897,913	195.8
51	豊前村	大島路	安山	1,663,106	195.3 9.10 203.10
57	須玉町	小尾	持力	3,852,241	195.12
59	市川大門町	黒沢	古宿	2,339,451	197.31
70	市川大門町	黒沢	西峯	7,306,934	197.31
76	市川町	茂生	御原山	13,126,389	195.31
89	大月市	猿橋	奥山上	7,182,367	195.13
91	下都町	三沢	佐水	1,822,856	195.31
97	市川大門町	黒沢	古宿	9,686,776	197.31
106	下都町	三沢	下河原	2,694,749	195.8
108	春日居町	下登下	大日向	4,078,637	199.4
115	春日居町	下登下	大日向	2,239,100	198.21 198.29
133	大月市	原上	野田打	15,313,670	19.10.5
138	須玉町	小尾	持力	9,962,219	19.10.1
169	大和村	日影	大山堂	6,326,488	199.21
191	市川大門町	黒沢	古宿	14,116,936	197.31
195	須玉町	下津金	名ぞ入	4,068,746	198.24 19.10.4
196	市川大門町	八之尻	下差山	2,359,178	19.10.31
197	須玉町	下津金	名ぞ入	2,119,916	不在証明確認
202	大月市	原上	孫久良郷道	6,705,307	19.10.5
210	大和村	日影	大山堂	8,419,081	19.2.1
212	市川町	茶原田	御山	5,995,625	195.31
213	市川町	茶原田	御山	5,740,159	195.31
214	市川町	雨庭	御山	7,066,100	195.26
215	市川町	雨庭	御山	4,561,728	195.26
216	市川町	雨庭	御山	1,776,682	195.26
228	市川大門町	八之尻	下差山	2,576,109	19.10.31
232	市川町	雨庭	御山	3,108,042	195.26
248	大月市	原上	大林郷道下	11,019,871	19.10.5
263	大和村	日影	大山堂	6,437,917	19.2.1
265	市川町	雨庭	御山	1,039,923	195.26
266	市川町	雨庭	御山	4,001,217	195.26
267	市川町	雨庭	御山	1,529,791	195.26
292	市川町	雨庭	御山	5,037,588	195.26
503	黒沢町	黒沢	孫子山	4,396,132	197.6
50	豊前村	大島路	安山	8,647,649	199.3 9.10 203.10
計				220,415,458	

(財)山梨県林業公社

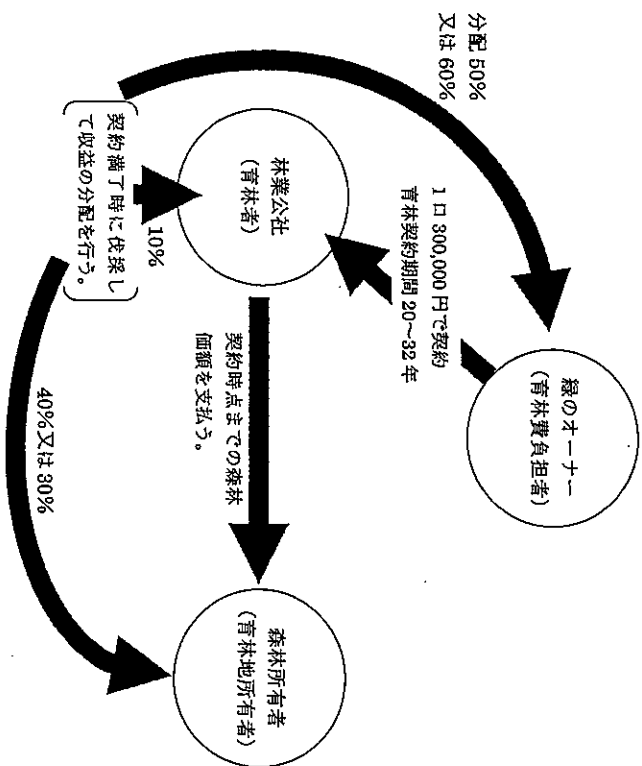
7- (3)

(財)山梨県林業公社が緑のオーナーを一口300,000円で募集し、あと2年程で3ヶ所157口(47,100,000円)が契約期間の満了となるが、現状の木材の市場価格では全口が元本割れとなり、元本割れの大きいところでは一口300,000円がオーナーに返金される額は5割~8割程度と考えられる。
現在の木材の市場価格では(財)山梨県林業公社が募集した13ヶ所574口(172,200,000円)全てが元本割れと想定される。緑のオーナー募集時の契約書および募集要綱には元本割れの記載は一切ないので、リヌク説明が不十分であったと考えられる。従って、今後は元本割れの可能性がある旨説明すると同時に契約書に明記すべきである。また、将来を見据えた改善策を検討していく必要がある。

緑のオーナー制度とは、植栽後ある程度経過した育成途中の森林について、これまでに森林経営にかかった費用とこれから伐採までにかかる費用を一定割合で緑のオーナー(青林費負担者)と林業公社(青林者)と森林所有者(青林地所有者)とが負担し、伐採時の収益を負担割合に応じて分配するものである。例えば、青林地である南アルプス市平岡の物件ヤマの里の場合、青林面積は4,76ha、募集口数は46口、1口300,000円、募集時の林齢は26年生、契約日は昭和62年3月27日、契約期間は28年で平成22年度に満期となる。この場合、46口×300,000円=13,800,000円の資金が集まり、この資金を基に契約書上、契約時までの青林の価値10,744,000円を青林地所有者に支払い、残り(13,800,000円-10,744,000円)3,056,000円で契約後林業公社で青林を行って、伐採時の収入を緑のオーナー50%、森林所有者40%、林業公社10%で分配を行うものである。

年度	青林地の名称	口数	分収額(千円)	収益割合		緑のオーナー1口当たり子機交付金	緑のオーナー1口当たり投資額
				緑のオーナー	森林公社		
昭和61年	ヤマの里	46口	(注)	50%	40%	300,000円	300,000円
昭和62年	巨峰の里	65口	××円	50%	40%	300,000円	300,000円
平成2年	苗代の里、三鷹の森林	46口	××円	50%	30%	10%	300,000円

(注)ヒノキ(市場価格-搬出費用)×利用率×ヤマの里のヒノキ材量は××円=××円となる。
ヒノキ以外のスギ・アカマツ等も同様の計算を行い、その他前受金の残金を合計して××円としている。



(財)山梨県林業公社緑のオーナー制度 (分収青林事業実績) 13件の概要

年度	青林地の所在	面積 (ha)	養分額 (千円)	口数	契約日	契約期間	収益割合	
							オーナー (%)	所有者 (%)
* 61	南アルプス市平間字深沢2994-5外1	4.76	13,800	46	562.3.27	23年	50	40
* 62	山梨市牧丘町倉科字小楢山1126-66外2	7.79	19,500	65	562.12.8	23年	50	40
* 63	甲州市大和町日影字吉部土地97-16外1	5.00	13,500	45	563.12.10	25年	50	40
1	濃徳町平林字鷹山13333-10	6.38	18,300	61	H1.12.16	25年	60	30
2	山梨市三富上袋口字高尾山1181-1	6.37	13,800	46	H2.12.21	20年	60	30
3	南アルプス市高尾字高尾山704-62外4	4.55	13,200	44	H3.12.20	20年	60	30
4	山梨市牧丘町倉科字小楢山1126-59	6.42	18,900	63	H4.12.4	25年	60	30
5	上野原市秋山字西園ノ入13084外	4.30	15,300	51	H5.12.22	25年	60	30
6	山梨市三富上袋口字長畑78-4外	2.60	9,000	30	H7.3.28	32年	50	40
7	笛吹市野川町中野川字久沢1383外-1	3.00	8,400	28	H8.1.12	30年	50	40
8	南都留町下佐野字家の61860-1外3	3.66	9,000	30	H9.2.20	31年	50	40
9	道志町字小楢8989-1外4	3.45	10,500	35	H10.3.16	30年	50	40
10	富士河口湖町大字字久保井山2744外4	3.19	9,000	30	H11.1.29	32年	50	40
計	13件	61.47	172,200	574				

上記*印が前ページの箇所である。

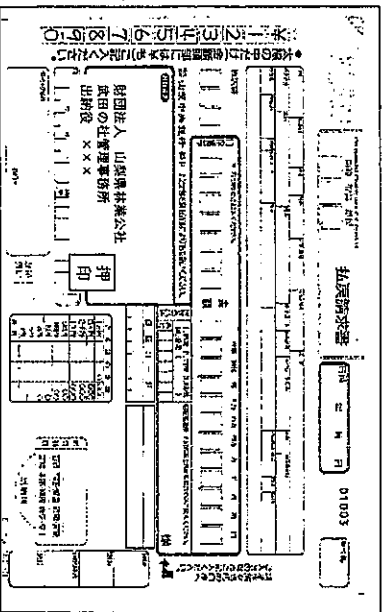
(財)山梨県林業公社

7-1(4)

- (1) (財)山梨県林業公社は、同法人の所有でない「山梨県林業公社造林推進協議会」の通帳を保管しているので協議会に返却する必要がある。
- (2) 普通預金の4口座からお金を引き出せる銀行の払戻請求書に金額欄が白地で、名義を記入し、また銀行届出印を押印しているものが約20枚あったため事故防止のために早急に廃棄すべきである。
- (3) 収入印紙売却代200円が保管されていたが簿外となっているため現金出納簿に記入すべきである。

(1) (財)山梨県林業公社の所有でない通帳を保管し解約していない口座がある。

金融機関	支店	口座番号	名義	金額
みずほ銀行	408	普通 1489xxxx	山梨県林業公社 造林推進協議会	xxxx
山梨中央銀行	県庁支店	普通 665xxxx	(財)山梨県林業公社 武田の社管理事務所 出納役 xxx	3,666,889円
山梨中央銀行	北新支店	普通 124xxxx	(財)山梨県林業公社 山梨中央銀行 県庁支店 普通 665xxxx	115,794円
山梨中央銀行	御坂支店	普通 239xxxx	(財)山梨県林業公社 金川の森管理事務所 出納役 xxx	8,532,669円 249,384円



(財)山梨県林業公社

7-1(5)

- (1) 固定負債に計上されている一般会計の損害てん補積立金9,700,000円について、当該計上および取崩の基準が明確でなく利益留保性引当金であるため、全額取崩を行い利益に計上すべきである。また、この件は平成16年度山梨県代表監査委員より指摘されているにも係わらず是正が行われていない。
- (2) 固定負債に計上されている一般会計の退職給付引当金は、重要な会計方針の「引当金の計上基準」に準拠せず、4,735,154円引当不足となっている。重要な会計方針に準拠した適切な会計処理が必要である。

(1) 固定負債に計上されている損害てん補積立金9,700,000円は平成17年3月10日付で山梨県代表監査委員より平成16年度財政的援助団体等の監査結果として、是正改善を要する事項の中で「損害てん補積立金の計上および取崩しの基準が不明確であった」との通知を受け、平成17年6月30日に損害てん補積立金の今後の取り扱い方針を理事長承認のうえ次のように決めた。

損害てん補積立金の今後の取り扱い方針
 損害てん補積立金は、これまでに損害賠償請求もなく、今後も請求の可能性は極めて小さいため取り崩すこととする。
 取り崩した積立金は、平成17年6月1日に策定された財団法人山梨県林業公社経営計画の経営方針に沿って行う持分譲渡に伴う農林漁業金融公庫借入金の繰上償還の原資とする。

平成17年度、平成18年度、平成19年度の3年間理事長承認の取り扱い方針が遵守されなかった。

損害てん補積立金9,700,000円の過去の経緯
 「損害てん補積立金は、林業公社の分取造林地に係る火災や風水害等により他に損害を及ぼして、賠償等の必要が生じたために積み立てたものである。過去の収支計算書等により調べたところ、平成4年度から平成7年度までの4年間に毎年度2,425,000円積み立てし、現在は損害てん補積立金として残高が9,700,000円となっている。」

(2) 退職給付引当金4,735,154円が計上不足のため正味財産増減計算書の当期一般正味財産増減額(一般の会社でいう経常利益)がさらに4,735,154円赤字が増えることになる。

(財)山梨県林業公社

7- (6)

(財)山梨県林業公社の財務諸表に対する注記に次に記載がある。

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準および評価方法
- (2) 森林資産の評価基準および評価方法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- (4) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・職員の退職手当の支給に備えるため、期末日における自己都合退職の場合の要支給額を計上している。



林業公社で重要な会計方針を明示しながら当該重要な会計方針に準拠しない
で決算報告がなされている。

山梨県林業労働センター事業において、補助事業、委託事業の人員費の管理
について改善すべき点がある。

公社の林業雇用改善アドバイザー2名が下記の複数の事業に係わっているが、
これらの事業の人員費への扱分は各人の作業従事量等に基づいて各事業への従
事量を集計し配賦しているが、人員費を扱分するための従事量を集計する月報
について、1日の代表的な作業従事内容に係る事業が記載されているのみである
ため、1日における事業毎の作業従事量が把握できるような月報を作成すべきで
ある。

- ・ 地域林業雇用改善促進事業 (国の委託事業)
- ・ 林材就業促進総合対策事業 (国及び県の補助事業)
- ・ 森林整備担い手対策事業 (県の補助事業)
- ・ 緑の雇用担い手対策事業 (全国森林組合連合会の委託事業)

山梨県立県民の杜保健休養施設管理受託事業

- (1) 販売用商品について期末在庫の美地棚卸及び棚卸資産計上が行われてい
ないので、期末には美地棚卸を実施し、また、棚卸資産として資産計上を
行うのが望ましい。
- (2) 指定管理者制度において、資本的支出が行われた場合に資産計上せず、
一括して費用計上が行われているが、資産計上した上で償却計算が必要と
なる。あるいは、30万円未満のものは少額減価償却資産として資産計上し
た上で全額償却計算が必要となる。

(1) 山梨県立県民の杜保健休養施設では、来訪者に対してクラフト体験事業
を行っているが、その際工作用材料としてクラフト材料、木炭箸、葉書等
を販売している。これは販売用の商品であるため、期末には美地棚卸を実
施し、また、棚卸資産として資産計上を行うべきである。

(2) 指定管理者制度において、「管理運営基準」に基づき20万円以上の支出
は県の負担、20万円未満の支出は指定管理者の負担となる旨規定されてい
る。指定管理者としての契約期間終了時に当該資本的支出に係る施設につ
いては原状回復処理または県の所有となる旨も規定されていることから、
10万円以上20万円未満の支出について一括して費用計上が行われている。
指定管理者制度に伴う受託事業は税務上収益事業に該当するため、資本的
支出に該当する支出については資産計上した上で償却計算が必要となる。
あるいは少額減価償却資産として資産計上した上で全額償却計算が必要と
なる。但し、法人税の申告に当たっては少額減価償却資産の明細の添付が
必要であり、年間300万円が限度となる。

(財)山梨県林業公社

7- (7)

山梨県立武田の社保健休養施設管理受託事業

- (1) 切手等の貯蔵品計上が行われていないので、期末在庫について計上することが望ましい。
- (2) 販売用商品（フランクター）について受払管理、期末在庫の实地棚卸及び棚卸資産計上が行われていないので、期末には实地棚卸を実施し、棚卸資産として計上を行うことが望ましい。
- (3) アルバイトに対して支払われている給与について、所得税の源泉徴収が行われていないので、源泉徴収することが必要である。
- (1) 切手・はがきについて受払管理台帳を設けて管理し、また、期末在庫については实地棚卸を行っているが、期末に資産計上は行われていない。現金等価物である切手・はがきの期末在庫について貯蔵品計上を望ましいと思われる。

平成20年3月31日現在期末残高：70,312円

(2) 山梨県立武田の社保健休養施設では、「森のおしゃれ工房」「森の学校」等として来訪者に対してクラフト体験事業を行っているが、その際工作用材料としてサービスマスターにおいてフランクター等を販売している。これは販売用の商品であるため受払管理を行い、期末には实地棚卸を実施し、また、棚卸資産として資産計上を行うことが望ましい。

(3) キャンプ参加者のレント張りの援助のために、繁忙期にアルバイトの学生を短期間に雇用している。その際に雇用者から扶養控除申告書を徴収していないため、「給与所得の源泉徴収税額表」の乙欄での所得税の源泉徴収が必要となる。また、「給与所得の源泉徴収税額表」の甲欄適用とすることにより、短期アルバイトのほとんどの場合において所得税の源泉徴収が不要となることから、雇用時に扶養控除申告書を徴収することが必要と思われる。

(財)やまなし産業支援機構

8- (1)

委託料を16,392,166円過大に過去2年間受けていた。具体的には提案公募型研究開発事業（経済産業省）において、当財団は管理業務を行い、当該事業費のうち直接経費の合計額の10%を限度として一般管理費率を乗じた金額が当法人の純額の委託料収入となる。（ただし、実績経費率が10%に満たない場合には、その実績経費率をもって一般管理費率とする。）

当法人の場合は実際の実績経費率が10%未満であるが、事業費用である減価償却費（リース設備減価償却費）951百万円を管理費に計上することで一般管理費率を実際は2.6%であるが9.4%の委託料を受けていた。このため平成19年度は8,057,283円、平成18年度は8,334,883円委託料を過大にもらっていた。

一方で、実績経費率の算出方法において、公益法人に特例として認めている間接事業費を除外できる規定を広義に解釈すると、同比率は上限の10%を超えうるとの見解もある。しかし、その見解を裏付ける記載事項は現状不十分である。今後は管理費を正確に把握する必要がある。

平成18年度事業収益の中にリース料1,030百万円が計上され、そのリース料の原価の大部分を占める減価償却費（リース設備減価償却費）951百万円を事業費用とせず、反対に保険料（リース損害保険料）9百万円、公租公課（リース設備固定資産税）47百万円を事業費用に計上している。

貸倒引当金繰入額は、設備貸与事業および創造的創出事業に対して平成18年度は685百万円計上され、貸倒引当金取崩額が経常収益に554百万円計上されている。このため、事業費用として計上すべき額は差額の80百万円であることとなる。その他費用科目で一部調整を必要とする項目もあるが、積算から除外した。

そこで、正しいリース設備減価償却費・貸倒引当金繰入額の表示方法を示せば、次のとおりとなる。

	現状の表示方法	正しい表示方法
経常費用		(単位：円)
事業費用	2,383,677,178	2,780,900,906
減価償却費	-	951,923,891
貸倒引当金繰入額	635,021,436	80,321,273
管理費	1,024,084,911	72,161,020
減価償却費	951,923,891	-
(リース設備減価償却費)		

(平成18年実績)

上記の現状の表示方法に基づく実績経費率は、
1,024,084,911円/2,383,677,178円=43.0%
(但し10%が限度)
正しい表示方法に基づく実績経費率は、
72,161,020円/2,780,900,906円=2.6%

このパーセント差
(10%-2.6%)は事業の直接経費を乗
ずると過大受取りの委託料収入とな
る。詳細は次ページのとおりである。

分母は事業費総額、分子は管理費総額（平成18年度実績である）

【参考】平成19年度の実績経費率

(1,009,875,461円 - 953,999,582円) / (2,023,457,398円 + 953,999,582円 -

減価償却費)

460,852,867円 + 6,361,814円) = 55,875,879円 / 2,523,165,928円 = 2.2%

貸倒引当金分調整

公益法人等が国から一般管理費について委託料を受ける場合の一般管理費の実績経費率の算定について、平成18年10月の中小企業庁経営支援部技術課による経理処理要領では次のように規定されている。

一般管理費

一般管理費^{※1}については、原則として直接経費^{※2}の合算額に、10%を上限とした一般管理費率を乗じて算出すること。（ただし、一般管理比率を示す資料が提示できない場合は、一般管理費を計上できない。）

また、契約時における直近実績経費率が、10%に満たない場合は、その実績経費率をもって一般管理費率とすること。
新設法人(企業再編による場合も含む)の場合は、上限である10%を一般管理費率とする。

$$\text{実績経費率} = \frac{\text{一般管理費}}{\text{売上原価}} \times 100 \text{ (小数第2位を切り捨て)}$$

※1 ここでいう一般管理費は、損益計算書記載の「販売費及び一般管理費」のうち、次のいずれかにより、販売費とみられる科目を除外した額とする。

- 一般管理費の額が損益計算書に明記されている場合は、損益計算書上に明記されている一般管理費の金額を一般管理費とする。
- 一般管理費が損益計算書に関する「注記事項」で補足できる場合は、「販売費及び一般管理費」の金額に、「注記事項」に記載されている割合を乗じて、一般管理費を算出する。
- 一般管理費が損益計算書で補足できない場合は、「販売費及び一般管理費」から除外すべき販売費の費目は、会社の証明によることとなるため、除外すべき費目名と金額を列挙し、その合計額を「販売費及び一般管理費」から除外した金額を一般管理費とする。
- 独立行政法人化された大学及び私立大学の場合は、
「実績経費率 (%) = 管理費 ÷ 消費支出の部合計 × 100」
管理費 = (人件費 - 教員人件費) + 管理経費 で算出する。
- 公益法人の場合は、
「実績経費率 (%) = 管理費 ÷ (総事業費 - 間接事業費) × 100」
間接事業費は、管理費が発生しないことが対外的に証明できるものに限る。

※2 「直接経費」とは、研究開発活動を行う上で、直接的に必要な経費である。よって、外注による調査費、成果報告用に作成するCD-ROM作成費、印刷費、会場借料、翻訳費、その他これに類するもの（研究開発に直接要しないもの）を含めないこと。

山梨県公報号外 第三十号 平成二十一年四月十七日

平成19年度

(1) 委託費の実際受取額は④の部分である。

(単位：円)

項目	A事業	B事業	C事業	D事業	E事業
	形状可変ミラーを用いた複合レーザー加工機による切削加工技術の研究開発	次世代電子デバイスに対応したレーザダイシング技術の開発	アルミニウム部品の急速加熱による高品質・高効率熱処理技術の開発	高安定大容量通信を実現するラム波共振子の研究開発	モアレ法とパターン投影法による高性能新紙幣識別センサーの開発
①	24,500,000	42,296,000	29,364,050	21,926,454	10,475,000
②				38,000	38,000
③					
合計 A	24,500,000	42,296,000	29,364,050	21,964,454	10,513,000
うち一般管理費対象外経費	0	0	0	38,000	38,000
④一般管理費 B	24,500,000	42,296,000	29,364,050	21,926,454	10,475,000
⑤再委託費	22,500,000	4,380,000	8,800,000	8,617,000	6,270,000
総経費	49,450,000	49,636,000	40,914,286	32,774,099	17,830,000
⑥消費税	2,472,500	2,481,800	2,046,714	1,638,704	869,000
⑦合計	51,922,500	52,117,800	42,960,000	34,412,803	18,699,000

(2) リース設備減価償却費を管理経費から事業費とした場合の実績経費率(注1)を乗じて計算した本来受けられるべき管理費

④一般管理費 C	(注) 637,000	1,099,696	763,465	570,087	272,350
----------	-------------	-----------	---------	---------	---------

(3) 過大委託料受取額合計8,057,283円

B - C	1,813,000	1,860,304	1,986,771	1,622,558	774,650
-------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------

(注1) 実績経費率 72,161,020円 / 2,780,900,906円 = 2.6% (平成18年度実績)

(注2) A × 2.6% = 24,500,000円 × 2.6% = 637,000円

平成18年度

(1) 委託費の実際受取額は④の部分である。

(単位：円)

項目	A事業	B事業	C事業	D事業	E事業
	高安定大容量通信を実現するラム波共振子の研究開発	自動二輪車用NOx低減排出装置の開発	モアレ法とパターン投影法による高性能新紙幣識別センサーの開発	アルミニウム部品の急速加熱による高品質・高効率熱処理技術の開発	
①	50,117,233	2,394,400	13,805,686	41,948,000	
②	38,000	6,464,494	38,000		
③					
合計 A	50,155,233	8,858,894	13,843,686	41,948,000	
うち一般管理費対象外経費	38,000	2,068,000	38,000	0	
④一般管理費 B	50,117,233	6,790,894	13,805,686	41,948,000	
⑤再委託費	29,426,000	9,015,000	10,490,000	9,767,210	
総経費	84,592,233	18,552,983	25,713,686	55,909,210	
⑥消費税	4,229,611	927,649	1,234,684	2,795,460	
⑦合計	88,821,844	19,480,632	29,948,370	58,704,670	

(2) リース設備減価償却費を管理経費から事業費とした場合の実績経費率(注1)を乗じて計算した本来受けられるべき管理費

④一般管理費 C	1,303,048	176,563	358,947	1,090,648	
----------	-----------	---------	---------	-----------	--

(3) 過大委託料受取額合計8,334,883円

B - C	3,707,952	502,526	1,021,053	3,103,352	
-------	-----------	---------	-----------	-----------	--

(注1) 実績経費率

平成17年度の決算書では、事業費用一本で表示されているため、平成18年度の事業費用と管理費の割合2.6%を適用した。

五七

(財)やまなし産業支援機構

8- (2)

金庫の中に当初不明の現金 66,700 円 (下記①②③④)、会計処理未済の簿外現金 18,980 円 (下記⑤⑥)、一旦支出した費用を他用途に使用した 5,000 円 (下記⑦) などが含まれていた。適正な会計処理及び管理が必要である。

- ① 封筒の中に当初何のお金か不明であった 50,000 円が内容を確認したところ、募金のための寄附積立金であることが分かったが、寄附されないまま現在に至っていた。
- ② 職員名が記された封筒の中に 9,000 円があり当初内容が不明であったが、内容を確認したところ、過年度に行われた納原会の会費を徴収したものであり、親睦会に関わるものであるとのこと。過年度の現金を親睦会の通帳に入らず、そのままにしておくのは望ましくない。
- ③ 現金書留封筒の中に現金 2,700 円があり、当初内容不明であったが、内容を確認したところ K 社からの預り金であった。これについては相手方に返却予定とのことである。
- ④ 会費と記された封筒の中に 5,000 円の現金が入っており、内容を確認したところ職員の送別会で本人から徴収したものととのこと。過年度の現金を親睦会の通帳に入れず、そのままにしておくのは望ましくない。
- ⑤ 葉書、切手等を旧役員に売却した代金 980 円、職員に売却した代金 8,000 円があったが、これは受払簿等に未記載であった。
- ⑥ 某銀行と懇親会を行い、6 人から個人負担金 18,000 円を徴収したが、この現金を保管していた。
- ⑦ 某社の竣工式の祝儀 10,000 円を経理上支出したが、相手が受け取らなかったため現金として保管しており、これを戻入していなかった。
- ⑧ 法人として 5,000 円のお祝金を経理処理し、相手方が受け取らなかったため一旦金庫に戻したが、これを戻入せず再度別件交際費に使用したが、これに機構に対するお中元 (ピール券など 36 枚) が保管されていたが、これについては返却予定とのことである。
- ⑨ 職員個人の定期預金証書、積立金簿等があった。法人の金庫に個人的なものを入れるべきではないと考える。

(財)やまなし産業支援機構

8- (3)

リース設備 (資産) について、今まで継続して契約しただけで資産計上していた。リース設備を資産として計上する時点は、契約時ではなく、リース設備が納品され検収した段階である。平成 19 年度契約時に資産計上したものは 9 件 139 百万円であるため、今後はリース設備が納品され検収された段階で計上すべきである。

この件に関して、平成 16 年度会計部会 (旧全貸協設置部会) において、会計上好ましくないとした検討結果を受けて、「小規模企業設備資金事業会計処理マニュアル」においては、検収時点の処理に改め、契約時には未払金を計上しないこととされ、平成 18 年度から適用されているが、当該処理基準に準拠せず今日に至っていた。

平成 19 年度契約時に資産計上したリース設備 (資産) は次のとおりである。

(1) 設備導入支援事業会計

(単位：円)

貸与先コード	企業名	リース設備価額
07-069	㈱CS	17,493,000
07-082	KSP	25,344,627
07-093	㈱AR	2,608,725
07-102	㈱CK	9,500,000
07-110	M・K	17,000,000
07-113	㈱SD	26,418,000
	合計	98,364,352

(2) 県単独設備貸与事業会計

(単位：円)

貸与先コード	企業名	リース設備価額
07-065	㈱CS	24,990,000
07-100	㈱SF	4,899,300
07-101	㈱SR	11,500,000
	合計	41,389,300
	(1) + (2) 総合計	139,753,652

平成 19 年度および平成 18 年度において、契約時にリース設備を資産に計上した件数及び総額は、次のとおりであり問題である。

(単位：円)

年 度	(1) 設備導入支援事業会計		(2) 県単独設備貸与事業会計		合 計	
	件数	リース設備価額総額	件数	リース設備価額総額	件数	リース設備価額総額
平成 18 年度	12 件	318,393,825	3 件	144,089,886	15 件	462,483,711
平成 19 年度	6 件	98,364,352	3 件	41,389,300	9 件	139,753,652

(財)やまなし産業支援機構

8- (4)

債務保証準備積立金(固定負債) 35,466,000 円のうち、本来あるべき額は 6,875,000 円であり、28,590,800 円は過大に計上されている。このため、同額を取崩し、過大計上されている代位弁済準備積立資産(特定資産)を 11,090,800 円、出捐金(その他の固定資産) 17,500,000 円も取崩す必要がある。

(1) 債務保証準備積立金(固定負債) 35,466,000 円の内訳は、次のとおりである。

① 代位弁済準備積立資産(特定資産) 17,966,000 円

② 出捐金(その他の固定資産) 17,500,000 円

このうち②の出捐金は、(財)日本立地センターに対するものであり、当該財団法人の寄附行為では、次のように規定されている。

第 39 条(残余財産の処分)

本財団が解散の際に有する残余財産は、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現任数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ経済産業大臣の許可を受けて、本財団と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄附するものとする。

従って、出捐金は資産として計上すべきではない。また、当該出捐金について、債務保証準備積立金(固定負債)を計上すべきでもない。

修正仕訳としては、次の処理が必要となる。

債務保証準備積立金 17,500,000 / 出捐金 17,500,000

(2) (財)やまなし産業支援機構は債務保証事業特別会計において、債務保証を実施すると同時に(財)日本立地センターよりボリス債務保証基金に再保証の申込を行う。再保証は借入元本の 100 分の 50 を限度とする。

① 平成 20 年 3 月末債務保証残高 13,750,400 円

② 債務保証残高×50% 6,875,200 円

①-②=必要な債務保証準備積立金(固定負債) 6,875,200 円

従って、代位弁済準備積立資産(特定資産)は 6,875,200 円あれば十分であるが、実際の貸借対照表への計上額は 17,966,000 円であり、11,090,800 円過大に計上されている。修正仕訳としては、次の処理が必要となる。

債務保証準備積立金 11,090,800 / 代位弁済準備積立資産 11,090,800
(固定負債) (特定資産)

現状の貸借対照表

資 産		負 債	
代位弁済準備積立資産	17,966,000	債務保証準備積立金	35,466,000
出 捐 金	17,500,000	(内訳) ①代位弁済準備積立資産	17,966,000
		②出 捐 金	17,500,000

あるべき貸借対照表	
代位弁済準備積立資産	6,875,200
債務保証準備積立金	6,875,200

★★設置延期分の割賦設備とリース設備の取り扱いについて

設備貸与事業における割賦設備とリース設備の計上は、ユーザーに設備を引き渡した(換収)時点で行うことから、設置延期分に係るものは、次年度以降の会計年度で計上することになる。

従って、当該年度の都道府県借入金収入と公庫借入金収入(貸与原資を投入している場合は、貸与原資準備積立預金取崩収入を加える)の合計額は、割賦設備購入支出とリース設備購入支出の合計額と一致しない。対外的な説明を円滑に行うため、「収支計算書に対する注記」に別添のとおり記述を加えることとする。

「旧設備貸与機関標準会計基準」では、割賦設備とリース設備の計上を契約ベースで行っていたため、設置延期分については、未払金を計上して当該会計年度で処理をしていたが、平成 16 年度会計部会(旧全貸協設置部会)において、会計上好ましくないとした換収結果を受けて、「小規模企業設備資金事業会計処理マニュアル」においては、換収時点の処理に改め、未払金を計上しないこととしている。

収支計算書に対する注記

別添

1. 資金の範囲
2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳
3. 平成〇〇年度設備貸与事業の事業実績額等

(単位：円)

事業名	金額	貸与設備購入支出額	借入金収入等
割賦事業	xxxx	割賦設備購入支出	新道庁借入金収入
リース事業	xxxx	リース設備購入支出	公庫借入金収入
		リース設備未換収	(貸与原資準備積立預金取崩収入)
		リース設備未換収収入	(xxxx)
計	xxxx	計	計

(財)やまなし産業支援機構

8- (5)

(1) 平成 19 年度の未払費用の中にリース設備固定資産の未払費用が 47,754,800 円計上されているが、これは平成 20 年度分であり、平成 19 年度に費用計上するものではない。

(2) 資産の部の「その他固定資産」の中に出捐金 19,390,000 円計上されている。

その内訳は ① 財団法人日本立地センター 17,500,000 円

② 財団法人全国中小企業取引振興協会 1,890,000 円

① + ② 合計 19,390,000 円

であるが、この出捐金は当該財団の寄附行為上解散しても(財)やまなし産業支援機構に資金が戻らないものであるため、資産に計上するべきではない。実質的には寄付金処理が妥当であると考え、資産については、別の項で記載済みである。

(3) 登記簿原本の「資産の総額」が 24 億 7,900 万円となっているが、実際の資産の総額は 32 億 92 万円である。登記簿原本の修正が必要であったが、平成 20 年 12 月 1 日以降特別財団法人・特別社団法人の「資産の総額」は、撤廃抹消されることとなった。

(4) 平成 19 年度やまなし知的財産戦略推進事業を行うに際し、謝金 525,000 円(25 日分)と旅費 64,150 円(25 日分)をまとめて支払っている。その時、謝金部分についてはのみ源泉所得税を支払額の 10%徴収しているが、源泉所得税として徴収すべき額は、謝金と旅費をまとめて現金で支払う場合、旅費分も含めて源泉徴収する必要がある。

(1) 平成 19 年度決算報告書の正味財産増減計算書において、公租公課(リース設備固定資産税)が 47,754,800 円計上されているが、この金額は平成 20 年度分のリース設備の償却資産税である。平成 19 年度において、次の決算修正が行われたものであるが、費用計上期間が 1 年早すぎるので適正な会計処理が必要である。

公租公課 (リース設備固定資産税)	47,754,800	未払費用	47,754,800
----------------------	------------	------	------------

正しくは、平成 20 年度に公租公課(リース設備固定資産税)を計上すべきである。

(2) 資産の部の「その他固定資産」の中に出捐金 19,390,000 円計上されているが、出捐している団体の寄附行為を確認したところ解散しても出捐金の返金はなく、また、解散前に出捐金の払戻を要求しても返還されないため、実質的には寄付金として処理することが妥当であると考え、上記の①については、別の項で記載済みである。

(3) 登記簿原本の「資産の総額」は、平成 20 年 12 月 1 日以降撤廃抹消されることとなった。

(4) 謝金を旅費と併に現金で支払うときの源泉徴収額は謝金と旅費の合計に対して 10%であることに留意する必要がある。

(財)やまなし産業支援機構

8- (6)

固定負債にリース設備引揚準備金 5,793,461 円が計上されているが、重要な会計方針に引当金の計上基準の記載がない。リース期間満了時の引揚費用は、契約書上昭和 61 年から平成 11 年まで当該財団の負担となっていたが、平成 12 年以降リース設備を設置した企業の負担となった。このため、平成 11 年以前のリース物件が残っているため、それに伴う引揚費用についてはリース設備引揚準備金は必要である。

平成 8 年 12 月にリース期間満了時の対応指針が機構内で次のように示された。

* 「リース設備引揚準備金」の積み立て限度額

再リース料の積み立て額は、再リース料収入から固定資産税を除いた額とする。

再リースの実施にあたっては、固定資産税以外の経費も発生するが、ごく僅かな金額と推測されるので、控除する額は、固定資産税だけとする。

7 年リースの場合の再リース料の内、固定資産税の占める割合は約 25%である。

貸手機関が行うリースの 8 割弱が 7 年リースであるので、積み立て計算上他のリース期間の場合もこれを適用する。

積み立て限度額 = (再リース料 × 75%) ÷ 再リース企業数 × リース先企業数

* 準備金の限度額については、概ね 5 年毎に見直すものとする。

※ アイマッセ山梨の施設利用承認に係る事務処理の誤り

平成 20 年 4 月分と 5 月分の利用承認申請書を通査したところ、次のような事務処理があった。

展示場又は会議室について、利用日の数ヶ月前に利用承認申請を受け付け、利用承認を行い、利用料の請求を行ったが、納入期限までに入金されず、請求書を再発行して入金された事例が 9 件あった。利用規程第 5 条第 1 項第 3 号には、期限後 10 日を経過しても利用料金が納入されない場合は、利用承認を取り消すことができることが規定されているが、今回の事例については、指定管理者としてこのことに関する精査を経ることなく事務処理を行っていた。

イベント終了後に利用承認が行われ、利用料がイベント終了後から 1 ヶ月後に入金となっていた事例が 2 件あった。利用承認については、山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例第 8 条において、利用者はあらかじめ承認を受けることとなっているが、条例に基づく事務処理が行われていなかった。

会議室について、利用日の数ヶ月前に利用承認申請を受け付けたが、利用承認が利用日の 4 日前であり、請求書の納期限が利用後となっている事例が 1 件あり、指定管理者として利用者に対する迅速なサービスが行われていなかった。指定管理者としては、利用者に良好なサービスを提供することが責務であり、そのためには法令等に基づく適正な事務処理を行うことが必要である。

(財)やまなし産業支援機構

8- (7)

山梨県から(財)やまなし産業支援機構に対し、「やまなし人材確保支援サイト(無料職業紹介事業)に係る求人開拓等委託業務」を委託している。この委託費は、平成18年度・平成19年度に400万円づつ山梨県から支払っているが、最終的に求人と求職がマッチした件数は平成18年度6名・平成19年度13名となっている。現状では効果が薄く、事業の見直しを行うか(ハローワークの活用や委託を民間に依頼する等)、廃止も検討すべきである。

- 平成19年度のやまなし人材確保支援サイト(無料職業紹介事業)に係る求人開拓等委託業務の内容は、情報収集であり、具体的には次のようになっている。
1. 求人開拓業務(ただし、委託金額は求人一人あたり1,000円とし、1,000,000円を限度とする。 求人1,781人 (金 1,000,000円))
 2. 求職(人材)開拓業務(ただし、委託金額は求職一人当たり3,000円とし、1,500,000円を上限とする。) 求人795人 (金 1,500,000円)
 3. データ組成処理(ただし、委託金額はデータ一人あたり1,000円とし、1,500,000円を上限とする。) 求人(1,781人+795人=2,576人) (金 1,500,000円)

上記業務の実態は次のとおりである。

平成19年度新規求人数・求職数	前年以前の更新者数	合計	平成19年度新規求人数・求職数に委託単価を乗じる	求人と求職がマッチした実績
1. 求人 開拓業務 479名(計10名 なら10名)	1,302名	1,781名	479名×1,000円 =479,000円	平成18年度 6名
2. 求職 開拓業務 345名	450名	795名	345名×3,000円 =1,035,000円	平成19年度 13名
3. データ 組成処理 824名	更新処理のみ 1,752名	2,576名	824名×1,000円 =824,000円	
合計			2,338,000円	

求人と求職がマッチした中には、平成18年度と平成19年度にそれぞれ1名づつ委託先である山梨県の労働雇用課が採用した人数も含まれている。求人と求職をマッチさせるのは、山梨県の職員が平成18年度は職員1名、平成19年度は非常勤嘱託1名専属で行っていた。

従って、平成18年度は上記委託費400万円と職員の人件費800万円×50% = 400万円の合計約800万円の費用がかかり、平成19年度は上記委託費400万円と非常勤嘱託の人件費230万円の合計630万円の費用がかかっている。

求人と求職をマッチさせることは重要なことであるが、ハローワークの活用や民間の求人情報の活用を考慮した上で、当該事業の見直しおよび廃止を検討すべきである。

(財)やまなし産業支援機構

8- (8)

設備貸与事業に係る債権が平成20年3月末現在8,533百万円あり、当該債権について、①正常債権(第I分類)、②要注意先(第II分類)、③破綻懸念先(第III分類)、④破綻先(第IV分類)に区分して、それぞれの分類に応じた回収不能予定額を貸倒引当金として計上している。この計算にあたり貸出先が債務超過のケースもあり、弁済額を半額以下に条件変更した相手先4件についても正常債権として分類していたため回収不能予定額が少なく計上されているので、貸出先の分類に再検討が必要である。

リース 数 貸出先	平成20年 3月末 債権残高	借主 所在地	当初		条件変更後		毎月の 返済残債額
			返済期限	返済額	返済期限	約定返済額	
A社	128,370,744	20/4	H15年4月~ 24年1月	2,607,052	H20年4月 ~25年10月 7月~	791,389	1,895,653
B社	46,545,000	20/6	H19年6月~ 28年5月	629,000	H20年6月 ~26年12月	93,290	535,710
C社	39,648,000	20/6	H15年10月~ 22年9月	1,239,000	H20年5月 ~22年11月	350,000	889,000
D社	20,350,000	20/1	H15年6月~ 22年11月	675,200	H20年1月 ~22年11月	0	675,200
合計	234,914,744			5,150,252		2,014,548	3,135,709

リース数 貸出先	借主 所在地	要 要
A社	20年4月~21年3月まで11ヶ月間返済済額の条件変更 20年7月から10月返済を再開、約定返済額は月1,550千円	
B社	20年6月~12月まで7ヶ月間利息のみ条件変更 21年1月から約定返済額に長し、最終期限を7ヶ月間延長	
C社	19年10月 事実上倒産 金融機関への支払不能となる 20年5月に約定返済額を減額して条件変更、最終期限74ヶ月間延長	
D社	20年1月~3月まで3ヶ月間返済を猶予、返済猶予分は20年4月~9月の 6ヶ月間に約定返済額に加算して回収、最終期限の延長なし	

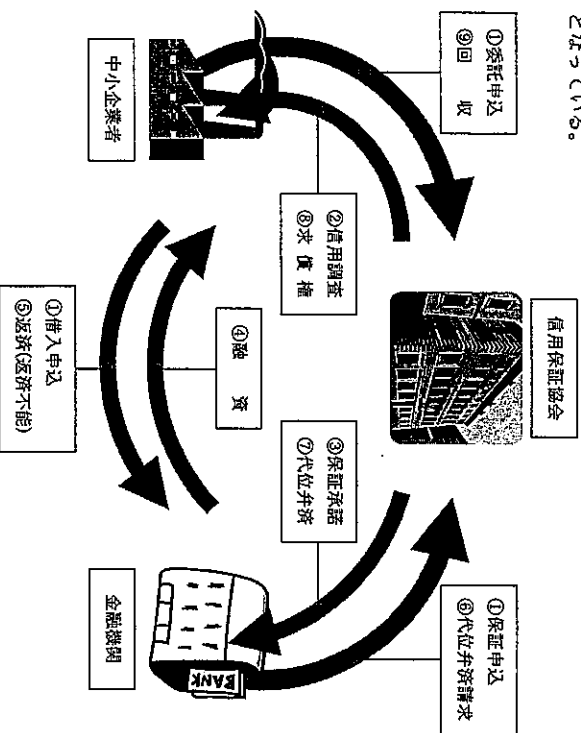
山梨県信用保証協会

9-1(1)

山梨県信用保証協会の業務の概要

信用補完制度の仕組み

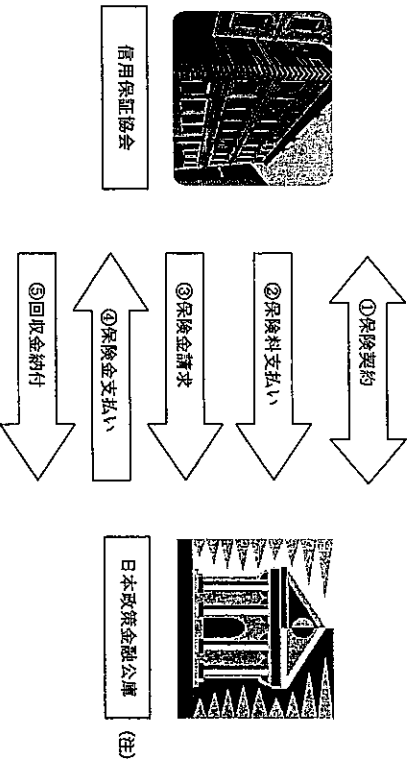
(1) 信用保証制度
信用保証協会は、都道府県を単位として47協会、市を単位として5協会、あわせて全国で52の協会が設けられており、信用保証制度の仕組みは次のとおりとなっている。



1	信用保証の申込みは、融資を申し込んだ金融機関を経由するのが一般的である。
2	商工団体、自治体に直接申込みする方法もある。
3	事業内容、資金の妥当性、将来性などを調査・審査し、保証の可否を決定する。
4	保証の承諾を決定した場合は、信用保証書を金融機関に交付する。
5	金融機関から融資が行われる。
6	融資条件により、金融機関に返済を行う。
7	万一、返済が履行されない事態になったとき、金融機関は信用保証協会に弁済の請求を行う。
8	信用保証協会が代わって金融機関に弁済（代位弁済という）を行う。以後、信用保証協会に返済する。

(2) 信用保険制度

信用保証協会の信用保証制度を補うため、日本政策金融公庫の信用保険制度がある。信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出せん金や負担金を受けることにより信用保証業務に伴うリスクに対し資金的な裏付けを行い、信用保証制度により代位弁済に伴う負担が軽減される。このため、信用保証協会は広範な中小企業の方々の金融を円滑にすることができる。



(注) 平成 20 年 10 月 1 日中小企業金融公庫から組織変更を行った。

上記より信用保証協会は、代位弁済を行うと 70%~80%の保険金を日本政策金融公庫から受け取り、山梨県は一部制度融資について、約 13%前後を保証協会へ損失補償を行っている。

1	日本政策金融公庫は信用保証協会との保険契約に基づき、信用保証協会の保証に對して保険を引き受ける。
2	信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払う。
3	信用保証協会が代位弁済を行った場合は、保険金請求を行う。
4	日本政策金融公庫は、信用保険の種類に応じ、代位弁済額の 70~80%の保険金を支払う。
5	信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金受領割合に応じて日本政策金融公庫へ納付する。

山梨県信用保証協会

9-(2)

山梨県信用保証協会は全国ベースで考察した場合、代位弁済率はワースト3、基本財産の悪化状況はワースト3となっている。

このような状況の中で、平成17年度に基金準備金を取崩したため保証協会自ら平成20年度に黒字化するという経営に関する改善計画を策定したが、黒字化が困難となった。平成20年度以降、新たに経営に関する改善計画を策定することとが今後想定される。①果費として常務の報酬金があり、②過去6期連続して赤字であること。③収支差額変動準備金を平成14年度から平成17年度に総額875百万円を取崩したために平成17年以降平成19年度までに基本財産のうち基金準備金を235百万円取崩しをおこなったこと等を総合的に勘案すれば、経営改善計画の中に収益の改善対策および費用の改善対策のさらなる見直しも検討する必要がある。

代位弁済率(ワースト5)

年度	ワースト1	ワースト2	ワースト3	ワースト4	ワースト5	平均弁済率
平成17年度	A協会4.36	B協会3.91	山梨県3.83	F県3.68	G県3.65	2.38
平成18年度	C県3.85	E県3.84	山梨県3.47	A協会3.40	H県3.35	2.37
平成19年度	D県5.06	山梨県4.65	G県4.29	I県4.04		2.71

山梨県信用保証協会の代位弁済率
 平成17年度 8,078 百万円
 平成18年度 6,539 百万円
 平成19年度 7,933 百万円

基本財産の悪化状況(平成19年度)

都道府県市	基本財産		
	基金	基金準備金	金融安定化特別基金
ワースト1 B協会	54,093	0	0
ワースト2 A協会	11,639	193	570
ワースト3 山梨県	4,728	4,671	0(注)
ワースト4 G県	10,183	8,334	57

(注)平成10年度から平成19年度までにおいて、26億円全て使い切る。

山梨県信用保証協会の過去の収支状況は、下記のとおりである。

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
損益	▲176	▲206	▲410	▲250	▲32	▲35	赤字見込

但し、平成18～20年度の経営改善計画と実績を比較すると下記のとおり、協会自体相当な努力を行っていることは確認できる。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
経営改善計画	▲159	▲239	黒字化(+56)
実績	▲32	▲35	赤字の見込

山梨県信用保証協会

(1) 保証承諾額と年度別推移

(単位：億円)

		H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
1. 保証承諾額	実績	2,371	1,354	1,438	931	908	1,200	1,050	793	698	690
	計画	1,271	1,922	1,368	920	940	994	1,000	1,080	800	705
2. 期末保証債務残高	実績	3,198	3,192	3,090	2,714	2,372	2,234	2,223	2,017	1,810	1,657
	計画	2,183	3,846	3,242	2,666	2,440	2,230	2,089	2,240	1,888	1,694
3. 代位弁済額	実績	34	52	87	98	89	96	74	81	65	79
	計画	39	54	65	100	98	110	80	67	70	53
4. 対債務者求償権回収額	実績	15	14.9	18	23	26	25	18	18	18	18.8
	計画	15	16.5	17	24	26	24	24	20	18	18.5

(2) 基本財産(金融安定化特別基金、基金準備金)の取崩しの年度別推移

(単位：百万円)

勘定科目	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
① 金融安定化特別基金		1,564	1,013								
② 金融安定化特別基金取崩高		709		79	72	611	330	292	274	167	51
③ ①-②基金残高		855	1,868	1,789	1,717	1,106	776	483	209	51	0
④ 基金準備金期首	3,952										
⑤ 基金準備金繰入高		457	316	171	10						
⑥ 基金準備金取崩残高									168	302	395
⑦ ④+⑤-⑥準備金残高	4,409	4,409	4,726	4,898	4,908	4,908	4,908	4,908	4,739	4,707	4,671

(3) 収支差額変動準備金の取崩しの年度別推移

(単位：百万円)

勘定科目	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
① 収支差額変動準備金	875										
② 収支差額変動準備金取崩高						75	206	410	82		
③ ①-②準備金残高	875	875	875	875	875	699	493	82	0	0	0

の部分(②)が山梨県信用保証協会の赤字部分である。

(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター

10-1(1)

土地の取得価額 44,189,071 円の中に橋梁工事代 10,784,000 円、舗装工事代 2,460,000 円、植栽工事代 4,280,000 円等が含まれているため、土地代から除いて構築物勘定に振替えて減価償却を実施すべきである。現状では、土地勘定(非償却資産)で処理しているため費用化することができないので適切に会計処理すべきである。

(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター駐車場等拡充整備費の実績額は次のとおりであり、この全額を土地勘定で処理しているのは誤りであり、修正する必要がある。

項目	実績
① 土地代	7,826,000 円 (A氏 81.15㎡分) (B氏 21.15㎡については近隣県有地と交換)
② 建物等補償料	15,888,204 円 (内訳はA氏 12,634,000 円、B氏 3,254,204 円である。)
③ 造成費	460,000 円
④ その他	2,490,867 円 (内訳は測量費 165,000 円、公社事務費 897,264 円、利息 1,488,603 円)
⑤ 橋梁工事代	10,784,000 円
⑥ 舗装工事代	2,460,000 円
⑦ 植栽工事代	4,280,000 円
合 計	44,189,071 円

上記は甲府市善光寺2丁目2756-1の土地を昭和62年3月10日に取得した時に全額土地の取得価額としたものである。

本来は次のように会計処理すべきであった。

① 土地代	7,826,000 円	土地として会計処理する。
② 建物等補償料	15,888,204 円	
③ 造成費	460,000 円	土地として会計処理する。
④ その他	2,490,867 円	
⑤ 橋梁工事代	10,784,000 円	構築物 (耐用年数 45年) として処理する。
⑥ 舗装工事代	2,460,000 円	構築物 (耐用年数 15年) として処理する。
⑦ 植栽工事代	4,280,000 円	構築物 (耐用年数 20年) として処理する。

構築物	10,784,000 円	土地	17,524,000 円
構築物	2,460,000 円		
構築物	4,280,000 円		

(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター

10-1(2)

(1) 昭和60年9月に絵画2件の寄贈を受け、1点目は加倉井和夫 作品名「朝を行く」(山梨中央銀行より寄贈されたもの)、2点目は藤田治郎 作品名「純金銀画」(本人より寄贈されたもの)である。1点目の加倉井和夫氏は、美術年鑑に載っている人物であり、10号700万円と記載されている。作品の「朝を行く」は90号程のものであるので、会計上公正な評価額で備品として計上する必要がある。

(2) 土地3筆について借入金の担保に供しているため、その旨を新公益法人会計基準に準拠して財務諸表に注記すべきである。

(3) 償却資産掛の申告が行われていない、当財団の構築物(看板塔、外灯、フェンス等の取得価額7,708,352円、器具備品の取得価額132,593,076円、展示用設備の取得価額20,913,162円は、甲府市に償却資産として申告の必要があると考えますが、現状申告が取得価額ベースで161百万円行われていない。

(1) 寄贈されたものは、会計上公正な評価額で資産に計上する必要がある。当財団の絵画のうち作品「朝を行く」は、作者の加倉井和夫氏が美術年鑑に載っている人物であり、10号700万円と記載されている。従って、当作品は90号程であるため相当の金額と考えられるが、最近の絵画市場のことを考え、画廊や県立美術館等に相談して公正な評価額で資産に計上することが必要である。修正仕訳としては次のようになる。

器具備品	××	雑収入(備品受贈益)	××
------	----	------------	----

(2) 土地は、一部借入金の担保となっており、その内容は次のとおりである。

物件	取得価額	担保の種類	担保権者	面積
甲府市東光寺三丁目1800-3	136,022,112	抵当権	山梨県	1,644.08㎡
甲府市東光寺三丁目1806-1	334,716,424	抵当権	山梨県	4,046.67㎡
甲府市東光寺三丁目1800-1	62,089,990	抵当権	山梨県	730.32㎡
合 計	532,828,526			6,420.07㎡

建物・土地の登記簿謄本を全部とりよせ、再度確認することが必要である。上記に記載したものが担保に供されている全部とすれば、次の開示が必要となる。

担保に供している資産	土地 532,828,526 円は長期借入金 71,815,000 円の担保に供されている。
------------	--

(3) 償却資産税の申告が行われていないので、甲府市に申告する必要がある。150万円未満は免税となるが、当財団はそれを超えるため、通常は毎年1月31日までに申告が必要である。

償却資産税の対象となる資産の概要は次のとおりである。

資産科目	資産の内容	取得価額	平成20年3月31日の帳簿価額
構築物	看板塔他 3点	7,708,352	928,486
器具備品	金庫他 164点	132,593,076	35,622,345
展示用設備	展示ケース他 10点	20,913,162	10,793,275
合 計		161,214,590	47,344,106

償却資産税の申告は、今後、甲府市へ正しく行う必要がある。当財団は、財団法人であるため甲府市産業部商工振興課と甲府市資産税課と協議を行って免税措置を受けることも検討してもらう必要がある。

(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター

10- (3)

- (1) 預り金の中に23年前からの公衆電話手数料収入が878,952円含まれているので雑収入として利益に計上すべきである。
- (2) 財務諸表の注記で満期保有目的の債券について、時価の開示及び評価損益が記載されていない。また、満期保有目的以外の債券は時価評価することになっているが、当財団の流動資産に計上されている有価証券は、満期保有目的以外の有価証券と考えられるが、時価評価されていない。従って、新公益法人会計基準に準拠した処理が必要である。
- (3) 書籍販売に伴うつり銭10,000円が決算報告書から漏れている。また、手許現金が5円現金出納帳より多い。このため両方をまとめて雑収入に計上する必要がある。

(1) 平成20年3月31日の預り金残高2,137,018円の中に、23年前からの公衆電話手数料収入が878,952円含まれているので、雑収入として利益に計上すべきである。

公衆電話手数料収入については、公衆電話使用に伴う現金を回収したとき預り金に計上し、N.T.Tからの電話料の支払いは、預り金を消す会計処理を行っていた。従って公衆電話手数料収入が預り金として蓄積され増加してきたことが原因である。このため、公衆電話の過年度の手数料をまとめて雑収入に計上する必要がある。

(2) 財務諸表の注記で満期保有目的の債券について時価情報の開示がないので記載することが必要である。平成20年3月31日を基準に新公益法人会計基準に準拠して作成すれば次のとおりである。(但し、当財団保有の国債・地方債がすべて満期保有目的の債券とする。)

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
利付国債 10年234回	30,000,000	30,753,000	753,000
利付地方債 大阪市H13第7回	29,994,500	30,466,200	471,700
利付国債 10年242回	9,999,165	10,205,000	205,835
利付国債 10年207回	9,992,400	10,026,000	33,600
合 計	79,986,065	81,450,200	1,464,135

流動資産に計上してある有価証券と固定資産に計上してある有価証券は、下記★のように1つの国債を分けて記載している。

預け先 金融機関名	種類	期末現在簿高	流動資産分	基本財産分	引当分
山梨中央 銀行	国債	30,000,000		30,000,000	
日興証券 三密UFJ 証券	国債 大阪府債 H13第7回	★19,991,565 29,994,500 H13第7回	16,332,565 4,994,500		3,659,000 25,000,000
合計		79,986,065	21,327,065	30,000,000	28,659,000

(単位:円)

公益法人会計基準注解 7. 8 で次のように記載されている。

(注 7) 満期保有目的の債券の評価について

満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならぬ。

(注 8) 満期保有目的の債券並びに子会社株式会社および関連会社株式以外の有価証券について

満期保有目的の債券並びに子会社株式会社および関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価評価に伴って生じる評価差額は、当期の正味財産増減額として処理するものとする。

つまり、当財団の満期保有目的の国債・地方債は取得価額で評価されるが、それ以外の国債・地方債は売買目的の有価証券として時価評価される。従って、流動資産で保有していると考えるときは時価評価しなければならない。一方、固定資産に計上されている満期保有目的の国債・地方債の基本財産、引当分のものは取得価額のまま計上し、時価との差額は財務諸表に注記されるのである。

当財団の有価証券の保有の仕方として一つの国債を売買目的の有価証券と、満期保有目的の有価証券として保有することは無理ではないが(国債を50,000円単位で売却することは可能なため)、明確に区別して保有すべきである。

(3) 書籍販売のつり銭が従来より10,000円あったが、決算報告書では、つり銭10,000円がないものとして処理されてきた。また手許現金が帳簿残高より5円多かったので双方まとめて10,005円を雑収入に計上する必要がある。修正仕訳としては次のとおりとなる。

現金預金	10,005	雑収入	10,005
------	--------	-----	--------

(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター

10ー(4)

- (1) 退職給付引当金が平成20年3月31日に5,265,760円計上されているが、期末退職給付の自己都合要支給額に相当する金額は、5,009,596となっている。従って、平成19年度末では256,164円過大に計上されている。また、決算報告書の退職給付引当金の科目は、正しくは退職給付引当金である。
- (2) テナント預り金が帳簿上6,249,560円となっているが、本来あるべきテナント預り金は、6,537,425円であればならない。預り金が287,865円足りない状況である。毎月々預り金の残高のチェックを行うと、今回の差異原因を明確にすべきである。
- (3) 山梨県火災共済協同組合出資証券1口200円があるが、資産に計上されていない(但し、出資証券を払戻すと火災共済に加入できなくなる)。また、切手類販売台帳の現金が台帳より380円多く、さらに台帳の記録外の収入印紙200円が9枚あった。正しい会計処理が望まれる。

- (1) 退職給付引当金の過大計上額256,164円は前専務理事である山梨県職員OBに対する引当金部分が残ったものである。これは、「山梨県定年退職者の再就職に関する取扱要領」に準拠して退職手当を支給しないこととしたため、引当金自体が残っているものである。年度末の退職給付引当金は、期末要支給額を正しく計上する必要がある。
- (2) テナント預り金はテナントの商品をカードで売り上げたもので、カード売上は2ヶ月後普通預金に入金される。従って、カード売上を会計処理上テナント預り金として処理している。平成19年12月から平成20年3月までの状況を示せば下記のとおりであり、結局平成20年2月分と3月分カード売上がテナント預り金として残ることになる。

カード売上	通帳の入金情報 (単位:円)
H19/12 1,265,378	H19年10月分がH20年1月19日入金 手数料
H20/1 2,158,107	H19年11月分がH20年2月15日入金 手数料
H20/2 4,130,947	H19年12月分がH20年3月15日入金 手数料
H20/3 2,406,478	H20年1月分がH20年4月15日入金 手数料
	H20年2月分がH20年5月15日入金 手数料
	H20年3月分がH20年6月15日入金 手数料

テナント預り金として残るべき金額は、2月・3月の合計6,537,425円である。しかし、当財団のテナント預り金は6,249,560

(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター

10-(5)

円であるため差額 287,865 円が発生しているので、差異原因を明確にし、今後月々の残高チェックも行う必要がある。

(3) 山梨県火災共済協同組合出資証券は、今後も火災共済に加入を継続するのであれば、資産計上が必要である。切手額販売台帳と現金の現物が違うものは、現物に合わせて会計処理する必要がある。

(1) (財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター(以下当財団という)の役員の退職手当規程第11条に支給制限が規定されている。この支給制限は、派遣法に基づくものであるため、地方公共団体のOBは除かれる。しかし、山梨県からの通達により、山梨県のOBには平成18年度より当財団は、退職金を支払わないことになったが甲府市のOBについては明確となっていない。現在常務理事は、甲府市役所を退職して当財団に再就職したものであるが、現状の規程では常務理事に対する退職金は支払可能と考えられるが、同じ地方公共団体である山梨県との整合性を検討する必要があると考える。

(2) 固定資産台帳の器具備品の中に使用見込みがないもの、廃却予定のものが8件考えられるので、十分検討のうえ固定資産廃却損を計上する必要がある。

当財団の役員の退職給与規程第2条、第11条では次のように規定されている。

(役員の退職手当)
第2条 寄付行為第17条の規定のうち常勤役員(以下「常勤の役員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合はその遺族)に退職金を支給する。
ただし、再任された場合は支給しない。

(支給制限)
第11条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。)の規定を受ける職員には、この規程にかかわらず、退職手当を支給しない。

上記は、現状の役員退職給与規程の抜粋であり、平成14年4月1日から施行されているものである。

この規程によると、現在の山梨県のOBである専務理事も甲府市のOBである常務理事へも退職金の支給が可能であるが、山梨県の場合平成18年度から山梨県OBには退職金を支給しない旨の通達が行われ、平成18年に退職した専務理事には退職金を支給しなかった。

(改善項目1)

山梨県職員OBには退職金を支払わなくなったのであるから、現状の役員退職給与規程の改訂が必要である。

(改善項目2)

山梨県職員OBと甲府市職員OBはそれぞれ県、市町村の個別事情がある

(財)山梨県甲府・圏中地域地域産業振興センター

10- (6)

の対応も異なるものと思うが、同じ地方公共団体の職員OBの取り扱いは整合性をとり、当財団に負担にならないよう検討すべきである。この件についても役員退職給与規程の改訂が望まれる。

(2) 固定資産台帳の器具備品の中に使用見込みがないと想定されるものは、下記のとおりである。

(単位：円)

勘定科目	資産名	取得年月	取得価額	20/3帳簿価額
器具備品	壁面展示台 (T.V.)	1985年10月	1,462,000	58,481
器具備品	弱電ケーブル設備	1985年10月	402,855	16,114
器具備品	弱電設備ケーブル共聴設備	1985年10月	1,126,339	45,058
器具備品	壁面展示台 (Q.S.)	1985年10月	2,452,000	98,081
器具備品	壁面展示台 (P.R.)	1985年10月	644,000	25,761
器具備品	展示ケース	1985年10月	380,000	14,001
器具備品	甲斐路の自然ケース	1985年10月	1,285,000	50,201
器具備品	壁面展示台 (U.W.)	1985年10月	2,770,000	110,801
合計			10,462,194	418,493

(1) 展示販売フロア使用契約書・賃貸借契約書など大部分が契約書と実態があっていない。具体的には、次のとおりであるので契約書と対応することが必要である。

- ① 展示販売フロア使用契約書によると「使用料は年額×円税込とし、4月・10月の各10日までにその二分の一を支払うものとする。」とあるが、平成19年度の入金状況を確認したところ契約書どおりに支払われているのは、22団体のうち前期が1団体、後期がゼロであった。
- ② 販売協同組合との展示販売フロア使用契約書によると「販売協同組合は、展示販売フロア総売上額の11%を毎月当財団に納付することになっているが、実際は総売上のうち当月現金売上およびカーブ売上の当月現金回収金額の合計11%となっている。
- ③ 展示販売フロア使用契約書の使用料の年額の取り決めが某協同組合の契約書では「年額 38,000円税込」とあるが、実際は 39,900円入金している。
- ④ 賃貸借契約書4件は、賃料を毎月25日までに翌月分をもらうことになっているが、実際は当月分を当月25日にもらっている。

(2) 山梨県ネット工業組合（使用者はA社とB社）との契約書は、A社倒産後1年以上も新たな契約を締結しないままの状態を引き下げて運用している状態である。今後、使用料決定に至るまでの流れ・文書保存を徹底すると共に、早急に正式な契約を取り交わす必要がある

(1) 当財団の展示販売フロア契約書・賃貸借契約書について、全件内容を確認したところ契約書に書かれている内容と実態が大部分のところで一致していない状況であるため、契約書とおりに実態を合わせ、会計処理することが筋に望まれる。

(2) 平成19年8月初旬に山梨県ネット工業組合のA社が倒産し、平成19年8月下旬に約1/2の空いたスペースにA社に変わるテナント誘致をC社の社長で同組合の理事長が地場産業センターに来社した際に直接依頼した。後期の使用料支払日は10/10だが、10/9日時点で後期の使用料が決まらなかったため、同組合への請求を一旦保留とした。後期の使用料請求額を12月頃当初の205,800円から85,750円に引き下げを決定し、12月中旬に決定内容を連絡（使用料変更提案書、変更後の後期分請求書なし）した。従って、早急に正式な契約を取り交わす必要がある。

(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター

10-(7)

正味財産増減計算書の指定正味財産増減の部における一般正味財産への振替額 23,779,091 円は、根拠のない数字である。補助金を受入れて取得した資産について平成 18 年度決算に通り明確にして一般正味財産への振替額を確定すべきである。

現状の指定正味財産増減の部における一般正味財産への振替額 23,779,091 円の内容は、次のとおりである。

実際の固定資産減価償却費計算表より

建物減価償却費	11,888,360 円
建物附属設備減価償却費	5,768,186 円
構築物減価償却費	1,036,676 円
車両減価償却費	14,999 円
器具備品減価償却費	8,328,869 円
展示用設備減価償却費	2,286,614 円
	<u>29,322,704 (A)</u>
一般正味財産への振替額	23,779,091 (B)
(A)-(B) =	5,543,613 円

この額を経常費用の管理費「減価償却費」として正味財産増減計算書上、次のように計上している。

構築物減価償却費	1,145,000 円	左記減価償却費が根拠のない数字である理由は、①構築物減価償却費は実際の計算表より金額が大きく、また、1,145,000円は当期取得価額である、②器具備品減価償却費 2,097,000 円も当期取得価額で計上されている、③展示用設備減価償却費は補助金で取得したためである。
展示用設備減価償却費	2,286,614 円	
車両減価償却費	14,999 円	
器具備品減価償却費	2,097,000 円	
	<u>5,543,613 円</u>	

指定正味財産増減の部における一般正味財産への振替額は、建物・構築物・器具備品等を補助金で取得した場合、その部分についてである。従って、減価償却資産を補助金で取得したものと、そうでないものに区分して減価償却費を把握する必要がある。現状それが全く行われていない。また、財務諸表の注記に次の記載があるが、実際はそのように行われていない。

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

内容	金額
経常収益への振替額	23,779,091 円
減価償却費計上による振替額	23,779,091 円
合計	23,779,091 円

減価償却費総額 29,322,704 円のうち仮に減価償却費の振替額が、現状の 23,779,091 円で正しいものとした場合の表示は、次のとおりとなる。

(単位：円)

科目	現状	あるべき表示
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
××		
補助金収入		23,779,091
(2) 経常費用		
①事業費		
②管理費		
減価償却費	5,543,613	29,322,704
II 指定正味財産増減の部		
××		
一般正味財産への振替額	23,779,091	23,779,091
当期指定正味財産増減額	▲23,779,091	▲23,779,091

経常収益への振替

(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター 10-(8)

(1) 当財団の収支計算書の次期繰越収支差額が 9,273,428 円多く計上されているので、差異内容を調査検討し、修正を行う必要がある。
 (2) 貸借対照表の基本財産預金 30,000,000 円、建物修繕積預金 25,000,000 円、減価償却引当預金 3,659,000 円は、すべて預金ではなく有価証券である。過去から表示科目が誤っているので、今後修正する必要がある。

(1) 当財団の平成 19 年度収支計算書および貸借対照表の概要を示せば次のとおりである。本来一致すべき金額が一致しないため途中の会計処理が誤っているか、または、前期繰越収支差額が誤っていると考えられるので調査が必要である。

収支計算書 (単位：円)

当期収入	116,010,919	流動資産①	74,963,770
前期繰越収支差額	69,556,224	流動負債②	12,625,770
収入合計 (A)	185,567,143		
当期支出 (B)	113,956,715		
次期繰越収支差額 (A)-(B)	71,611,428	①-②の差額	62,338,000

本業一致するものである。
 不一致額 9,273,428 円

次期繰越収支差額は、資金の範囲をどこまでとするかにより確定してはくるが、収支計算書では資金の範囲が記載されていない。但し、当財団の場合は貯蔵品 30,380 円を資金の範囲とすることは、見解の分かれるところであるが、それを除いても約 920 万円資金の裏付けの資産がない。言葉を変えれば流動資産が足りない、または、流動負債が多すぎることを意味する。従って、原因を究明する必要がある。

(2) 貸借対照表上預金でないものを預金として過去から表示しているが、その実態は満期保有目的の債券であり投資有価証券である。具体的に現状と改善策を示せば、次のようになる。

現状の貸借対照表の科目と金額	改善すべき科目と金額
(基本財産) 基本財産預金 (特定資産) 建物修繕積預金 減価償却引当預金	⇒ 基本財産投資有価証券 30,000,000 ⇒ 建物修繕積預金 420,413 ⇒ 建物修繕投資有価証券 25,000,000 ⇒ 減価償却引当投資有価証券 3,659,000

(財)山梨県都内地域地場産業振興センター 11-(1)

平成 5 年 3 月に取得したデザインテリオン式(取得価額 27,810,000 円、帳簿価額 8,776,141 円)及び NC 加工システム一式 3 次元加工機械(取得価額 35,970,000 円、帳簿価額 11,351,232 円)は、ともに約 8 年使用したが、平成 14 年以降現在まで陳腐化し、全く使用されていない。また、どちらの備品も正しく減価償却を計算すれば現在ともに残存価額以下であるので、正しい償却計算が行われてこなかった。さらにこの備品は、現在商品開発室に保管されているが、当該備品のため商品開発室自体が倉庫化している。当財団法人の実態を決算報告書に反映する意味からも上記二つの備品は廃却して固定資産廃却損を計上すると併に、倉庫化されている商品開発室を廃らせることが必要と考える。

現在まったく使用されていない備品の概要は次のとおりである。

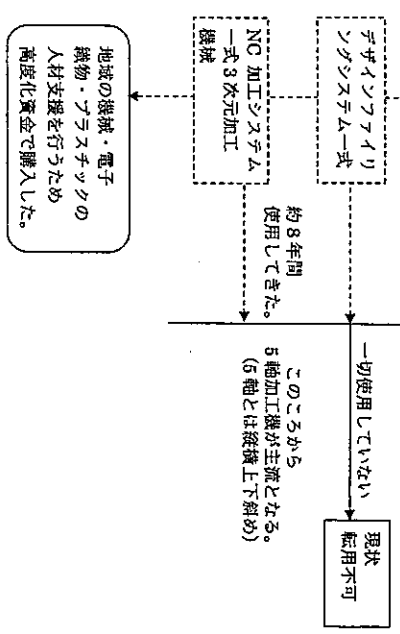
名称	取得年月	償却方法	耐用年数	償却率	取得価額	平成 19 年度減価償却費	期末帳簿価額
デザインテリオン式システム一式	平成 5 年 3 月	旧定率法	10 年	0.206	27,810,000	2,276,933	8,776,141
NC 加工システム一式	平成 5 年 3 月	旧定率法	10 年	0.206	35,970,000	2,945,029	11,351,232
合計					63,780,000	5,221,962	20,127,373

NC 加工システム一式 3 次元加工機械を正しく償却計算を行えば現状の平成 20 年 3 月末の帳簿価額 11,351,232 円は下記★印のとおり 1,079,100 円となる。

年 月	帳簿価額 × 償却率	減価償却費	帳簿価額
平成 5 年 3 月	35,970,000 × 0.206 × 1/12ヶ月 =	617,485	35,352,515
平成 6 年 3 月	35,352,515 × 0.206 =	7,282,618	28,069,897
平成 7 年 3 月	28,069,897 × 0.206 =	5,782,398	22,287,499
平成 8 年 3 月	22,287,499 × 0.206 =	4,591,224	17,696,275
平成 9 年 3 月	17,696,275 × 0.206 =	3,645,432	14,050,843
平成 10 年 3 月	14,050,843 × 0.206 =	2,894,473	11,156,370
平成 11 年 3 月	11,156,370 × 0.206 =	2,288,212	8,868,158
平成 12 年 3 月	8,868,158 × 0.206 =	1,824,780	7,043,378
平成 13 年 3 月	7,043,378 × 0.206 =	1,448,975	5,594,503
平成 14 年 3 月	5,594,503 × 0.206 =	1,150,407	4,434,096
平成 15 年 3 月	4,434,096 × 0.206 =	913,423	3,520,673
平成 16 年 3 月	3,520,673 × 0.206 =	725,258	2,795,415
平成 17 年 3 月	2,795,415 × 0.206 =	575,855	2,219,560
平成 18 年 3 月	2,219,560 × 0.206 =	421,060	1,798,500
平成 19 年 3 月	1,798,500 ÷ 5 =	359,700	1,438,800
平成 20 年 3 月	1,798,500 ÷ 5 =	359,700	1,079,100

★ デザインテリオンシステム一式の平成 20 年 3 月のあるべき帳簿価額は、834,300 円であり、二つの備品のあるべき帳簿価額の合計は、1,913,400 円である。

平成5年 平成13年頃 平成20年3月



★デザインナイリソグシステム一式及びNC加工システム一式3次元加工機械は、まったく使用されておらず、現状の帳簿価額20,127,373円となっているが、平成20年3月まで正しい償却計算が行われておらず、仮に正しい償却計算を行えば双方合計して1,913,400円となる。
また、この備品の占有面積が商品開発室の約半分を占め、部屋の有効活用が阻害されていることも考慮すれば廃却し、また廃却費20,127,373円を計上することが必要と考える。

(財)山梨県郡内地域産業振興センター

11-(2)

正味財産増減計算書における「経常収益」と「指定正味財産増減の部」について、整合性がない処理が行われており、現状では指定正味財産期末残高が27,230,000円過大に表示されているため検討することが必要である。

補助金を受け入れた場合の会計処理は、公益法人会計基準に関する実務指針によると次のとおりである。

(1) 指定正味財産増減の部に記載する方法

① 県と市から補助金を受け入れたときの仕訳	(単位：円)
現金預金 27,230,000	受取補助金(指定) 27,230,000
② 事業費を支出したときの仕訳	
事業費 27,230,000	現金預金 27,230,000
③ 指定正味財産増減の部から一般正味財産増減の部へ振替えた時の仕訳	
一般正味財産への振替額 27,230,000	受取補助金(一般) 27,230,000

(2) 指定正味財産増減の部に記載しないで、最初から一般正味財産増減の部に記載する方法

① 県と市からの補助金を受け入れたときの仕訳	(単位：円)
現金預金 27,230,000	受取補助金(一般) 27,230,000
② 事業費を支出したときの仕訳	
事業費 27,230,000	現金預金 27,230,000

当財団の補助金を受け入れたときの仕訳は、決算報告書である正味財産増減計算書から判断すると上記(1)と考えられる。

科目	一部抜粋	修正すべき対応
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
xxxxx		
⑤ 補助金等収益		
県補助金	13,615,000	27,230,000
市負担金	13,615,000	▲ 13,615,000
指定正味財産からの振替額		27,230,000
II 指定正味財産増減の部		
① 受取補助金等	13,615,000	▲ 13,615,000
県補助金	13,615,000	
市負担金		27,230,000
② 一般正味財産への振替額	27,230,000	▲ 27,230,000
当期指定正味財産増減額	492,954,322	▲ 492,954,322
指定正味財産期首残高	520,184,322	▲ 492,954,322
指定正味財産期末残高	520,184,322	▲ 492,954,322

ここが大きく違う

(財)山梨県内地域職場産業振興センター

11-3

(1) 退職給付引当金の残高が過去の退職手当規程の支給率を適用していたため、455,989円過大に計上されていた。改定後の退職手当規程に準拠して計算する必要がある。

(2) 経営安定基金引当金 6,451,732円は、重要な会計方針の「引当金の計上基準について」のところに計上基準が示されており、また、利益留保性の引当金であることから全額取崩して、利益に計上すべきである。

(3) (財)山梨県内地域職場産業振興センターの平成19年度の決算書に委託料として525,000円が計上されているが、その役務の提供は、平成20年度において提供されている。平成20年度の経費であるので当該年度に経費処理すべきである。つまり期スレによる委託料の計上が行われていた。

(1) 退職給付引当金は、重要な会計方針の(4)「引当金の計上基準について」で次のように記載されている。
退職給付引当金・・・職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額(簡便法)に基づき計上している。

上記に基づき退職給付債務を計算してみると次のようになる。

職員名	在職期間	給与月額	法人計算上の支給率	退職給付引当金	改定後の支給率	正しい退職給付引当金
A	9年	200,260	6.75	1,351,755	6.4	1,081,404
				4,332,925		3,876,936
				退職給付引当金の過大計上額 455,989円		

退職給付引当金について、支給率の改定後で正しく計算する必要がある。

(2) 経営安定基金引当金は、重要な会計方針(4)「引当金の計上基準について」で記載がされていない。当該引当金は、平成7年度以降各年度の取支差額を計上したり、取崩したりしているが、会計上の負債性引当金でもなく利益留保性引当金であることから全額取崩すべきである。

過去の経営安定基金引当金の計上・取崩の推移は次のとおりである。

	繰入額	取崩額	残高
平成7年度	6,062,004	—	6,062,004
平成8年度	—	—	6,062,004
平成9年度	18,198	—	6,080,202
平成10年度	3,455,565	—	9,535,767
平成11年度	1,110,644	—	10,646,411
平成12年度	626,097	—	11,272,508
平成13年度	3,941,130	—	15,213,638
平成14年度	—	3,169,286	12,044,352
平成15年度	695,583	—	12,740,035
平成16年度	1,374	(注)	12,741,409
平成17年度	—	6,299,915	6,441,494
平成18年度	1,162	(注)	6,442,656
平成19年度	9,076	(注)	6,451,732

(注)この繰入額は経営安定引当預金の利息分である。

(3) 当該委託料は、「部内地域産業振興センター活性化計画」プロジェクトで、納ネオスベースと契約を結んでいる。この契約は、基本計画書、活性化検討会議への参加、資料作成などを成果物としているが、その多くの役務の提供が平成20年度に入ってから提供をうけている。平成20年度の経費として計上すべきである。

その概要は、下記のとおりである。

(概要)

会議の開催状況

第1回活性化検討会議 平成20年3月6日

第4回活性化検討会議 平成20年10月8日

基本企画書交付(日付) 平成20年7月12日

(財)山梨県部内地域地場産業振興センター 11- (4)

(1) 固定資産について、過去棚卸を行っていないため、実際にはないものが計上されていた。従って、棚卸を行い現物が無いものについては、固定資産除却損を計上する必要がある。また、備品シール等が一部貼付されておらず、固定資産台帳と現物を容易につき合わせることに困難なものもあった。備品管理の徹底を図る意味からも備品シール等を貼付することが必要である。また、固定資産の備品の中に取得価額100,000円未満のものが59件も計上されているので、会計規程において固定資産に計上すべき金額を明確にすべきである。また、建物633百万円(平成4年12月取得)は本来建物と建物附属設備に分けて計上すべきであった。

(2) 簿外の口座が一つあり、当該口座の利息分4,631円が決算報告書に反映されていなかった。適切に会計処理すべきである。

(3) 出資金1,000円は、関東自動車共済組合のものであるが、出資証券のコピーのみで、現物が無い。出資証券の現物管理を正しく行うと併に残高証明書を手入することが望ましい。

(1) ①固定資産は、平成2年10月に設立以来棚卸を行っていないため、固定資産台帳上現物があることになっているが、実際にはないものが往査時にあった。そこで、器具および備品のみ棚卸を実施した結果、次の備品について現物が存在しなかったため、固定資産除却損を計上する必要がある。

名称	取得年月	取得価額	20年3月31日現在の簿価
ゲーウPWP-7SR	平成6年3月	329,600円	32,973円
7777	平成10年12月	134,400円	13,446円
777777-7777 14U5	平成5年3月	44,455円	4,448円
777777 777777 14U5	平成5年3月	94,039円	9,408円
777777 NEBCPOS 177777	平成5年3月	9,500,000円	950,322円
777777 PC-9801BX/VJ6	平成5年3月	570,208円	57,042円
777777 777777 (NEC)	平成6年3月	65,405円	6,544円
777777の残置(7777)	平成6年6月	27,295円	3,999円
合計		10,765,402円	1,078,182円

②備品シール等を現物に貼付していないため現物管理が出来ていないので、購入の都度備品シール(固定資産番号、取得年月日、品名等を記載したもの)を貼付して現物管理を徹底すべきである。

③固定資産の備品として計上する額が100,000円未満のものが59件と多いため会計規程で資産として計上すべき金額を明確にすべきである。

②平成4年12月に鉄筋コンクリート2階建を633百万円で取得したが、全額を建物(耐用年数65年)としている。本来建物の中には給排水設備、空調設備などの建物附属設備(耐用年数15年)があるので、区分して計上すべきものがあった。

(2) 簿外の口座は主に県の収入の入り口座であり、次のものである。

名義	金融機関	支店	口座番号
(財)山梨県部内地域地場産業振興センター 副理事長 堀内茂	山梨中央銀行	501	1285735

(3) 関東自動車共済組合に出資した1,000円について、出資証券のコピーはあるが、出資証券の現物が無いので取得時に証券と併に綴ってしまった可能性もあるので、過去に遡って調査してみることも必要である。

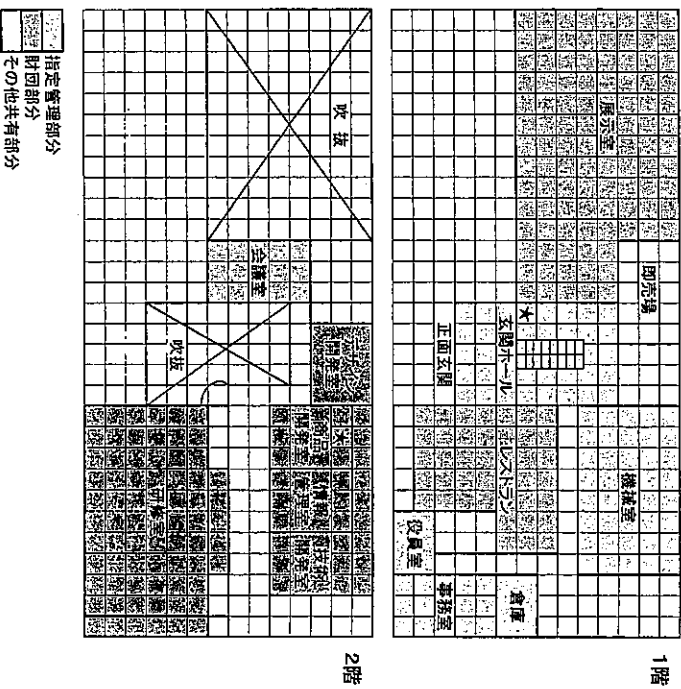
(財)山梨県内地域地場産業振興センター

11-(5)

(財)山梨県内地域地場産業振興センターの施設利用状況・施設利用料等を改善すべきと考える。

- (1) 商品開発室 87 m²(26坪)は、当初1時間当たりの施設利用料が平日2,900円、土・日・祭日は3,190円となっていたが、現在は倉庫として利用している。
- (2) 玄関ホール(場所約60坪)は、山梨県と(財)山梨県内地域地場産業振興センターの共有部分であり、そこに係る費用については共有持分に依りて負担すべきである。また、そこから得られる手数料収入は共有持分に依りて按分すべきと考える。
- (3) (2)以外の共有部分(機械室、事務室、トイレ、倉庫、エレベーター、廊下等)の管理費用については現在当財団が負担しているが、共有持分に依りて当該費用を負担すべきである。

(財)山梨県内地域地場産業振興センターの1階・2階の平面図は次のとおりであり、施設利用状況に問題のある場所は木印で示したところである。



(財)山梨県内地域地場産業振興センター

11-(6)

(財)山梨県内地域地場産業振興センター(以下地場産業センターという。)が山梨県から482,972千円の高度化資金の借入を行い(平成3年～平成5年まで)、現在の地場産業センター建設資金の一部としている。この借入に伴い、山梨県は建物に抵当権を設定しているが、財務諸表の注記に「担保に供している資産」についての記載が行われていない。

担保に供している資産の明細は下記のとおりであり、このとき財務諸表への注記は、次のようになる。

担保に供している資産
建物 529,950,036円(帳簿価額)は、長期借入金130,570,000円の担保に供している。

所在地	構造	床面積	担保の種類	担保権者	所有者
富士吉田市 上吉田 2277 番 3	鉄筋コンクリート造 鋼板葺 2階建	2階部分 498.72 m ²	抵当権	山梨県	地場産業センター
富士吉田市 上吉田 2277 番 3	鉄筋コンクリート造 鋼板葺 2階建	2階部分 331.70 m ²	抵当権	山梨県	地場産業センター
富士吉田市 上吉田 2277 番 3	鉄筋コンクリート造 鋼板葺 2階建	1階部分 16.92 m ²	抵当権	山梨県	地場産業センター 4,134/10,000 5,866/10,000
富士吉田市 上吉田 2277 番 3	鉄筋コンクリート造 鋼板葺 2階建	1階部分 181.77 m ²	抵当権	山梨県	地場産業センター 4,134/10,000 5,866/10,000

(注)上記建物の取得価額は638,283,768円で平成4年12月に事業の用に供したものである。

(財)山梨県都内地域地場産業振興センター

11- (7)

Fuji はぎれアートコンテストは、平成 19 年度で 5 回を数える。このコンテスト開催は、当財団とは別の実行委員会が主催となって他団体から補助金を受け事業を行っている。問題点は、

- (1) 当該イベントは実行委員会が主催しているが、その費用支出が財団の費用と一緒に整理されていて区分が不明瞭である。
- (2) 当該イベントの収入と支出に関しての処理が簿外になっており、また、事業費の不足額を当財団が負担し、印刷製本費という科目で整理処理しているが、寄付金という科目で処理すべきである。
- (3) 事業費の不足額について、実行委員会が他団体に提出している実績報告書がないため支出金額の検証ができない。

Fuji はぎれアートコンテストは、ここ毎年開催されて平成 19 年度で 5 回を数える。この富士北麓の地は、古くより緑維の産地として知られ、現在もネクタイ、服、インテリリア用品など、多種多様な布が生み出されていることから、緑維産業振興のため、当財団が、この事業を開催している。当財団は、このコンテスト開催に当たり実行委員会を別に組織してこの組織が主催している形になっている。問題は以下のとおりである。

(問題点)

- (1) 内外には、実行委員会が主催ということになっており、その実行委員会が他団体から補助金の交付を受けて当コンテストを実施しているが、実際は事務運営は、当財団職員が実施している。このため、当財団と実行委員会との役割分担が不明瞭となっている。
- (2) また、これに関して当該イベントの収入と支出に関しての処理は、簿外になっている。印刷製本費という科目は、印刷関連の費用および製本費用の処理科目である。この場合のように事業費の不足額を処理するのではなく、整理処理的に誤りである。
- (3) (1) に関連して仮に、別組織が実施しているとした場合に、実行委員会に不足した資金を当財団が負担しているが、その負担金に関して他団体に実行委員会が提出しているような補助事業実績報告書はない。事業負担額は、483 千円(平成 19 年度実績)であるが、事業費自体は、年間 1,694 千円(平成 19 年度実績)と多額に上り、支出金額の検証をすることができないか、もしくは、他組織が経理処理をおこなう形になるので当財団の処理規定がおよばず不明瞭になる可能性がある。

(財)山梨県都内地域地場産業振興センター

11- (8)

地場産業まつりは当財団が主催しているが、収入および事業費 1,044 千円がともに決算書の中で処理されず簿外処理されている。従って、収入および事業費全体を決算書に反映する必要がある。一部を除くと経理的な不正につながることもあるため、会計規則に準拠して会計処理すべきである。

- (1) 当財団の事業として、地場産業まつり平成 19 年 9 月 15 日と 16 日の 2 日にわたって実施されているが、当該事業費の一部が決算書の中で処理されず簿外処理されている。決算書に計上しているのは、負担金、協賛金、協力金の合計額 1,044 千円を除いた事業経費 2,252 千円である。本来、地場産業まつりは、当財団が主催している事業であるから事業費全体を決算書に載せるべきである。
- (2) (1) の簿外処理された経費について、所定の基準に従って「取引発生の都度証拠となるべき書類にもとづいて会計伝票を発行するもの」とされているがこれに則って処理されていない(会計規則 第 8 条1)。

地場産業まつり 平成 19 年度収支決算書

(単位:円)

収入の部	決算額	事業費報告額	簿外処理された金額
事業費	252,902	252,902	0
必要経路事業補助金	2,000,000	2,000,000	0
負担金	500,000		500,000
協賛金	270,000		270,000
会場整備費協力金	274,800		274,800
合計	3,297,702	2,252,902	1,044,800
支出の部			
拠出	350,000	270,000	80,000
会場整備費	1,629,696	1,127,795	501,901
広告宣伝費	237,132	237,132	0
通信運搬費	25,800	25,800	0
雑役務費	126,000	126,000	0
印刷製本費	455,175	455,175	0
教材費	50,804	11,000	39,804
景品代	318,798		318,798
食糧費	104,297		104,297
合計	3,297,702	2,252,902	1,044,800

(財)山梨県国際交流協会

12- (1)

現金や預金の管理で問題とされる事項として次のものがある。

- (1) (財)山梨県国際交流協会名義で普通預金 669,122 円保管している。この残高は平成 14 年 8 月 28 日以降動きがない。これは、旅行みやげパンフレット手数料等の合計であり、協会の雑収入に計上すべきものである。
- (2) お礼金 30,000 円をもらったにも関わらず会計処理が行われておらず、また、不明な現金等 49,961 円がある。また、外貨コイン等が約 400 枚あり、適切な処理が必要である。
- (3) 簿外の切手・ハガキ等が 3,564 円ある。また、ビール券 2 枚もあった。
- (4) 銀行の普通預金口座で取引をしながらって相当期間経過しているものについて、事故防止のためすべて解約手続をとるべきであり、また、各種団体に返金すべきである。

- (1) (財)山梨県国際交流協会名義で普通預金 669,122 円保管している。この残高は平成 14 年 8 月 28 日以降動きがない。この口座は、山梨県に行政府の使用許可を受けずにパソコンを設置し、その手数料収入等の過去の累積額である。

名 義	金融機関	支 店	口座番号	残 高	備 考
(財)山梨県国際交流協会 代表 奥石順一	山梨中央銀行	257	428300	669,122 円	平成 14 年 8 月 28 日以降取引していない。

- (2) ①約 10 年前に小佐野××氏より 30,000 円のお礼金をいただいていたが、会計処理がなされず、②何のお金か不明な現金 5,000 円、③袋の中に 1 円、5 円が合計 1,825 円何のお金か不明であり、④自動販売機の釣銭忘れ分 490 円、⑤ボキッ箱という封筒の中に 4,646 円、⑥平成 19 年 5 月 17 日の伊語講座で財布の落し物(38,000 円)、⑦外貨紙幣(米ドル、シンガポールドル)、外貨コイン約 400 枚、⑧4~5 年前のフランスワインの会 1,815 円について、すべて会計処理がなされず、また、警察への届出・ユニセフへの寄付・団体への返金等、適切な対応がとられていない。

- (3) ビール券 2 枚 (約 10 年前のもの)、簿外の切手は 100 円×11 枚、200 円×4 枚、10 円×1 枚、1 円×4 枚の合計 1,914 円、簿外のハガキ 33 枚×50 円=1,650 円がある。

- (4) 銀行の普通預金口座で取引をしながらって相当期間経過しているもの等について、事故防止のためすべて解約手続をとるべきであり、また、各種団体に返金すべきである。

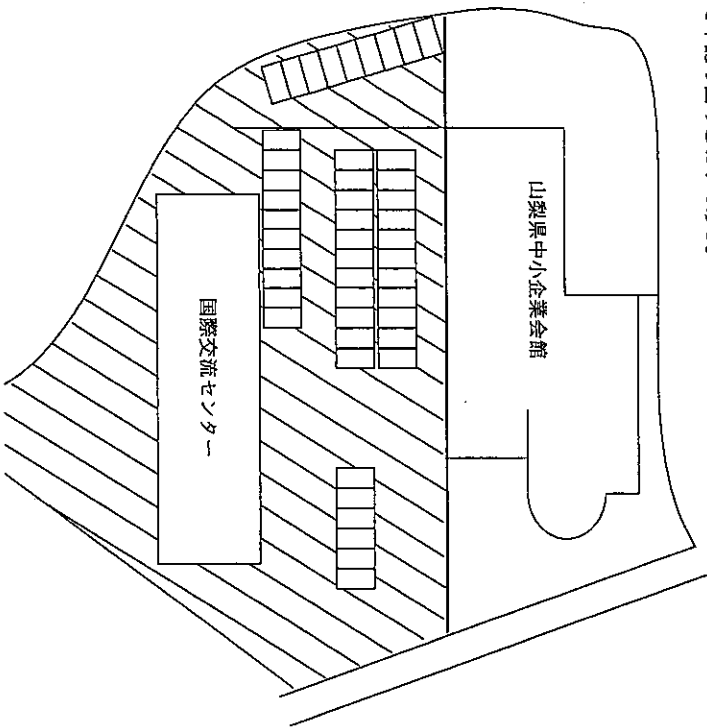
名 義	金融機関	支 店	口座番号	残 高	備 考
(財)山梨県海外協会 会長 望月幸明	山梨中央銀行	県庁支店	464586	684 円	平成 11 年 3 月 2 日 以降取引なし
(財)山梨県国際交流協会 会長理事 天野雄	山梨中央銀行	県庁支店	2708700	0 円	平成 10 年 2 月 6 日 以降取引なし
(財)山梨県国際交流協会	第一勧業銀行	甲府支店	6438396	0 円	平成 4 年 7 月 1 日 以降取引なし
山梨県農業拓殖基金協会	第一勧業銀行	甲府支店	6378888	0 円	平成 11 年 8 月 22 日 以降取引なし
フジテレビの音楽と踊りと生活 の祭典 代表 野沢正人	山梨中央銀行	257	416204	0 円	平成 9 年 1 月 16 日 以降取引なし
ギンゴアズクラブ実行委員会 会事務局長 天野雄	山梨中央銀行	257	425023	0 円	平成 10 年 7 月 23 日 以降取引なし
バーチャル 代表 米山麻里子	山梨中央銀行	257	400519	332 円	平成 10 年 12 月 10 日 以降取引なし
バーチャル 代表 丸山みか	山梨中央銀行	257	383691	0 円	平成 4 年 12 月 2 日 以降取引なし
日本橋教師の会 代表 丸山みか	山梨中央銀行	257	400639	0 円	平成 10 年 9 月 10 日 以降取引なし
(財)山梨県国際交流協会 会長理事 黒澤幸昭	山梨中央銀行	255	464106	0 円	平成 15 年 4 月 9 日 以降取引なし

(財)山梨県国際交流協会


12-(2)

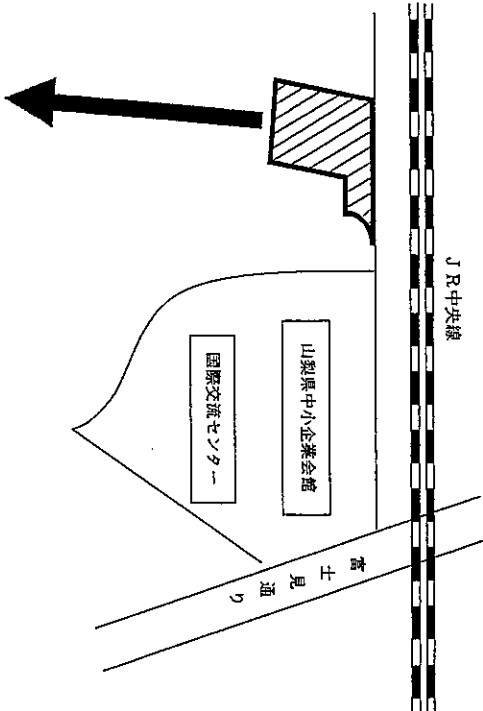
(財)山梨県国際交流協会が賃借している甲府市飯田二丁目1158番地の駐車場は、ほとんど利用されていないため契約期間満了時に解約し、年間支払額2,125,000円について厳しい財政事情の協会の負担を軽減すべきである。

(財)山梨県国際交流協会の現在の場所および使用可能な駐車スペースは、47台分で下記の図のとおりである。

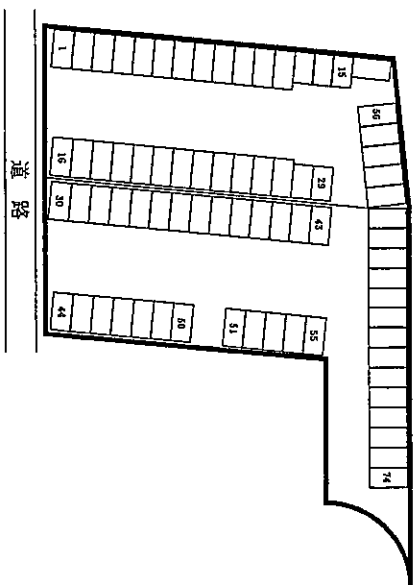


上記以外に(財)山梨県国際交流協会は、山梨県中小企業会館管理組合が借用している下記駐車場について、組合の駐車場賃借料年額の半分を費用として支払うことになっている。組合との駐車場使用協定書の協定期間は「第4条により平成12年4月1日から平成22年3月31日までとする。」とある。駐車場の所在地は、甲府市飯田二丁目1158番地1、1158番地5および1158番地6である。また、現在(財)山梨県国際交流協会が組合に支払っている年間費用料は2,125,000円である。

組合から協会が借用している駐車場用地は  の部分である。



駐車場を拡大すると、次のように74台分の駐車スペースがある。



(財)山梨県国際交流協会

12-(3)

甲府市飯田二丁目1158番地の借用している駐車場は、通常ほとんど(財)山梨県国際交流協会では利用されず、使用する場合は国際交流センターでイベントを行い、年に2〜8回日曜日に使用する場合があるだけである。日曜日であることから1日当たり契約で隣りの中小企業会館に融通してもらうとか、1日当たり契約で現在借りている駐車場を使用させてもらうとか、それも困難であれば近隣の土地を1日当たり契約で臨時的に借りることも視野に入れて協会の使用実態に合わせた努力を行うことにより、厳しい財政事情の協会の負担を軽減させる必要がある。

法人税の申告漏れ額は2,972,000円と考えられ、法人税等の納付不足額930,900円が発生していると思われる。(財)山梨県国際交流協会の法人税の申告については、証券等特別会計を申告の対象としているが、一般会計の中に収益事業(指定管理者に伴う請負事業等)が含まれており、当該部分は法人税の申告の対象となる。(但し、消費税の申告は指定管理者分も含めた処理が行われていた。)従って、指定管理者の請負事業部分の費用を再確認のうえ、適切な法人税申告に努める必要がある。また、平成19年度に消費税の課税売上50百万円を超えたため、平成21年度からは簡易課税ではなく、原則課税になるので留意する必要がある。

(財)山梨県国際交流協会の法人税の申告対象が証券等特別会計のみであり、一般会計の収益事業(請負業 法人税法施行令5条1項10号)の部分が除かれている。概要を示せば、次のとおりである。

証券等特別会計	一般会計の請負事業等
収益 ㉑ 191,747,662 円	(円)
費用 ㉒ 191,042,682 円	(円)
㉑ - ㉒ 利益 704,980 円	(2,972,000 円と考えられる。)

現在の法人税の申告額 ↓
あるべき法人税の申告額 ↓

また、外国語講座など税務上の収益事業(技芸教授業 法人税法施行令5条1項30号)に該当するかの検討も必要である。2,972,000円の申告漏れと考える

法人税	2,972,000 円 × 22%	=	653,800 円
法人県民税	653,000 円 × 5%	=	32,650 円
法人事業税	2,972,000 円 × 5%	=	148,600 円
法人市民税	653,000 円 × 14.7%	=	95,900 円
合計			930,900 円

一部400万円を超える
税率7.3%のところがあるが、無視した。

(財)山梨県国際交流協会

12- (4)

平成20年5月22日の理事会第1号議案「平成19年度事業報告の件」において、付議された決算報告書と実際の決算報告書に総額で261,655円の差額が生じていた。実際の決算報告書に基づき理事会で審議すべきである。

下記のとおり理事会で議った事業報告を審議した結果承認されました。

貸借対照表
平成20年3月31日現在

一般会計	科目	当年度	理事会で承認された決算額	差額
I 資産の部	1. 流動資産			
	現金預金	20,305,309	20,305,309	0
	未収金	1,702,864	1,707,299	-4,435
	切手	98,730	55,140	43,590
	流動資産合計	22,106,903	22,067,748	39,155
	2. 固定資産			
	(1) 基本財産			
	基金預金	1,170,427	1,170,427	0
	定期預金	539,000	539,000	0
	投資有価証券	247,167,500	246,945,000	222,500
基本財産合計	248,876,927	248,654,427	222,500	
(2) 特定資産				
その他固定資産	120,000	120,000	0	
特定資産合計	120,000	120,000	0	
固定資産合計	248,996,927	248,774,427	222,500	
資産合計	271,103,830	270,842,175	261,655	
II 負債の部	1. 流動負債			
	未払金	925,286	1,054,085	-128,819
	預り金	961,707	130,597	831,110
	賞与引当金	2,517,772	2,958,405	-440,633
	退職給付引当金	3,918,169	3,918,169	0
	流動負債合計	8,322,914	8,061,256	261,658
	負債合計	8,322,914	8,061,256	261,658
	III 正味財産の部			
	1. 指定正味財産			
	指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産				
うち基本財産への充当額	262,780,916	262,780,919	-3	
正味財産合計	262,780,916	262,780,919	-3	
負債及び正味財産合計	271,103,830	270,842,175	261,655	

★理事会で付議された数値であるが、実際の決算報告書の数値と差異があるものである。また、この差異について理事会で報告して対応すべきである。

(財)山梨県国際交流協会

12- (5)

(財)山梨県国際交流協会は、基本財産として国債・地方債等を満期保有目的で取得している。この国債・地方債等を時価で評価して平成19年度に基本財産評価損2,471,500円計上しているが、公益法人会計基準では満期保有目的の債券については、評価損益を計上しないことになっているので修正する必要がある。

(財)山梨県国際交流協会が基本財産として、満期保有目的で取得している国債・地方債の取得価額および平成20年3月31日の時価は、次のとおりである。

銘柄	取得価額	時価	評価損益
第30回共同発行市場地方債	99,250,000	101,730,000	2,480,000
福島県平成18年度第2回公募公債	99,700,000	101,560,000	1,860,000
利付国庫債券250回	50,095,000	49,345,000	▲750,000
合計	249,045,000	252,635,000	3,590,000

上記の評価益3,590,000円であるが、誤って平成19年9月末の時価を採用したため評価損2,471,500円を基本財産評価損として、正味財産増減計算書の経常外費用として計上している。下記公益法人会計基準注解のとおり満期保有目的の債券は、取得価額で評価する。そこで評価損益が発生している場合、財務諸表の注記でどの程度の評価損益が発生しているかを開示することが要求されている。

公益法人会計基準注解(注8)
満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券について
満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価評価に伴って生じる評価差額は当期の正味財産増減額として処理するものとする。

財務諸表の注記(公益法人会計基準様式3)において「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」を記載することになっている。様式を示せば、次のとおりである。

科目	帳簿価額	時価	評価損益
国債	××	××	××
地方債	××	××	××
合計	××	××	××

従って、公益法人会計基準に準拠して平成20年度の決算修正として次の会計処理を行い、経常外収益に計上し同額について基本財産を増加する必要がある。

(財)山梨県国際交流協会

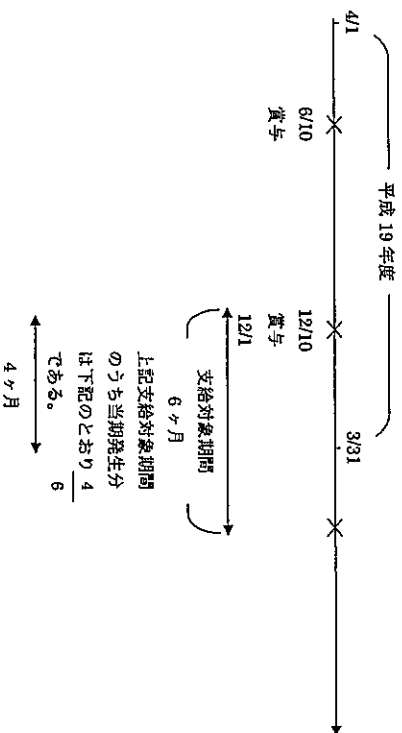
12-(6)

取得価額 249,045,000 円	貸借対照表計上額 246,945,000 円	=	2,100,000 円
(借方)	(貸方)		
基本財産(投資有価証券)	2,100,000 円	前期損益修正益	2,100,000 円

(注)上記とは別に有価証券について、公益法人会計基準は、取得価額と額面金額の差額を償却原価法で評価することになっている。

- (1) 賞与引当金の会計上の考え方が異っており、平成 20 年 3 月 31 日現在 694,377 円過大に計上されている。(これは損金として計上されなかったため、税務計算上の調整が必要と考えられる。)
- (2) 退職給付引当金について、2 名の勤続年数をそれぞれ 1 年少なく計算したため支給率の適用を誤り 336,761 円過少に計上されていた。(これも税務計算上の調整が必要と考えられる。)

(1) 賞与引当金は賞与の支給対象期間のうち当期事業年度発生分について、過去の支給状況・当期の支給見込額を基に適正な期間損益計算の観点から計上される。(財)山梨県国際交流協会の場合、過去の支給状況から計算すると次のようになる。



前一年間の賞与を基に賞与引当金の概算額を計算すると次のようになる。

6/10 賞与 2,866,223 円 ÷ 5 名 = 573,045 円	合計	1,132,015 円
12/10 賞与 3,358,821 円 ÷ 6 名 = 558,970 円		
1,132,015 円 × 4/12 = 377,338 円		
377,338 円 × 期末在籍人員 6 名 = 2,264,028 円		
法人の賞与引当金計上額 ㊶		2,958,405 円
あるべき賞与引当金計上額 ㊷		2,264,028 円
㊶ - ㊷ =		694,377 円

(2)退職給付引当金については、2名分の勤続年数を双方とも1年間づつ短く算定したため支給率に差が発生し、引当金の計上不足が発生していた。

氏名	戻った支給率 ×給料月額	法人計上の 退職給付引当金	正しい支給率 ×給料月額	正しい退職 給付引当金
A	13.3×237,200	3,150,016	14.16×237,200	3,358,752
B	4.5×170,700	768,150	5.25×170,700	896,175
		③3,918,166		④4,254,927

②-①=336,761円現状の決算報告書の数値は過少となっている。

(注1) 法人の退職給付引当金の計算は上記のとおり3,918,166円であるが、決算報告書に反映されている額は、3,918,169円で差額3円となっている。
(注2) 決算報告書の貸借対照表「財務諸表の注記」にある退職給与引当金の科目は、正しくは退職給付引当金である。

(財)山梨県国際交流協会

12-(7)

農業移住者等に係る債務保証事業を行うため農業拓殖基金特別会計を設け、現金・預金、出資金の資産を24,816,541円保有しているが、昭和56年以来27年間全く債務保証事業が行われていない。当該特別会計および当該事業は既に役目を終っているため廃止すべきである。

農業移住者等に係る債務保証事業は、全国的に見てもほとんど廃止されており、逆に残っている都道府県は7都道府県であり、次のとおりである。

債務保証残高

県名	平成18年度末		平成19年度中		平成19年度中		平成19年度末	
	保証件数	残高 千円	保証件数	保証額 千円	償還件数	償還額 千円	保証件数	残高 千円
秋田	1	7,200				1,800	1	5,400
栃木	1	2,130				710	1	1,420
長野	1	9,000				2,250	1	6,750
福井	1	3,200				800	1	2,400
沖縄	2	6,500				1,750	2	4,750
東京	4	36,000				19,500	4	16,500
静岡	2	15,420				5,140	2	10,280
合計	12	79,450				31,950	12	47,500

山梨県の場合、農業移住者等に係る債務保証残高は、昭和56年でゼロとなり、それ以降ゼロが続いている。
農業拓殖基金特別会計の資産は、現金・預金と出資金であり、このうち出資金5,000,000円は社団法人中央農業拓殖基金協会に対するものであり、当該団体の事業報告書を見る限り財政状態には現状では問題はなく、出資金の払戻しを請求すれば全額確実に戻ると思われる。19年度の決算書の中でもどこかの県で出資金の払戻5,000,000円を受けているのがわかる。

(財)国際交流協会

12- (8)

海外県人会等支援について、次の問題点がある。

①事業費補助として補助金を交付しているが、フランス県人会のみ事業費に対して100%補助となっており、他の県人会との間に著しい補助率の差が生じている。

②事業実績報告書には、支出内訳のわかる領収書、事業実績の証書写真、参加者名簿の添付を義務付けているが、上記3県人会とも、写真のみの添付で領収書の添付は一つもない。

③為替換算リズクがあるが、補助金額を算定するに当たり、それぞれの時点で捉えもしくは認識すべきかが曖昧になっている。

県人会名	会名	補助金額 円	事業費実績額(1) 円	事業費・補助率 %
フランス山梨県人会	高野肇人	800,000	800,000	100%
ペルー山梨親善会	梅田ユリフス	160,000	84,485	18%
メキシコ山梨県人会	清水フェルナンド	100,000	575,000	17%
		1,060,000	2,259,485	47%

*1：事業費実績額は、2007年度 事業費実績報告書による事業費実績額。

(改善策)

①について
フランス県人会の事業計画書及び実績報告書は、補助金額相当の内容であり、補助対象の全てではない。これに対して他の2県人会においては、実績に即した計画書及び報告書が提出されており、結果的に17から18%の補助となっている。他の県人会と同様に、フランス県人会からも実績に即した事業計画書及び実績報告書を提出させるべきである。

②について
当該県人会に対する補助金は、同額を山梨県から事業費補助金として当該財団が交付を受けている(平成19年度海外県人会等活動促進事業費補助金交付申請書)。これを踏まえ、次の改善が望まれる。

すべての県人会に関して、その内容が補助金の目的に照らし合わせて支出されているかを検証するため、その内容を証明する領収書の添付が必要である(この点、フランスに関して、改めて領収書の徴求を依頼したところ領収書の提出を受けた)。

③について
事業費補助の趣旨からして、相手の県人会に現地通貨でいくら補助されるかが重要となるため、現地通貨額を送金日のレートで換算した金額を算定すべきである。

(財)国際交流協会

12- (9)

会議室利用料と宿泊者利用料の管理について内部統制上改善の余地がある。

山梨県の施設である山梨県国際交流センターには、留学生等を対象とした宿泊施設と会議室がある。その利用料金及び宿泊料金の収受管理について、当財団法人国際交流協会(以下「当財団」という)は、事務委託を受けている。その利用料金及び宿泊料金の一部は、現金で収受するが、その管理帳票に内部統制上改良の余地がある。

①現金収受時の現金領収書の書き損じの処理。

(問題点)

現金領収書は、一枚一枚ハンパリソクしてあるが、その記載を書き損じた場合には、領収書3枚(領収書正1枚、控2枚)をホッチキス止めして、二重線で無効にしているのみである。でもこの方法だと、本当は無効でなかったものを無効処理して、現金事故(不正)を起すことが可能となる。

(改善策)

上記の現金事故を防ぐためには、書き損じた領収書については、その理由と当該事実を第三者に確認してもらうシステムにすべきである。

②収入徴収原簿(第1号様式<第8条関係>)と会議室利用状況表との照合。

(問題点)

現在、収入徴収原簿には、現金収受した現金について調定通知書の調定額と調定番号および収入年月日を記載しているが、この方法だと現金収受された利用料金等が網羅的に計上されているかが不明確である。

(改善策)

網羅的に現金収受額が計上されていることを確認するために会議室利用状況(表)に利用状況と照合できる形で現金収受額を記載し、その金額と収入徴収原簿の記載とを管理者が検証するシステムにすべきである。

(財)山梨県農業振興公社

13-1(1)

(財)山梨県農業振興公社の寄附行為(定款)の規定において、出資金の返還事項が定められ出資金507百万円を返還することができることになっている。しかし、行政実例によると公益法人に対して出捐された財産は、公益目的に供するため返還されないことを前提としたものであり、出資額の払戻しはできないと解されている。従って、当財団の寄附行為(定款)の規定を改正することが必要である。

(財)山梨県農業振興公社には、定款の規定上出資者(山梨県3億円、市町村1億円、JA1億円)に返還できる農業後継者育成基金が5億円存在する。第23条は農業後継者育成基金についての規定である。

(育成基金の返還)

第23条 公社は、育成基金のうち育成基金の造成に充てたことを指定して出資された財産については、出資者の請求に応じて、その全部または一部の返還をすることができるとする。

2 公益法人の解散により育成基金に充当することを指定された財産を受け入れた場合において、当該公益法人の定款又は寄附行為に出資した者への返還規定があるときは、当該出資をした者が公社に出資したものとみなし、前項の規定を適用する。

しかし、行政実例の出資金に対する見解は次のとおりである。

- ① 「いかなる場合においても解散した社団法人の残余財産を社員に分配することは、公益法人の性質上許されない」(昭和29・3・24民事甲第526号法務省民事局長回答)
- ② 「社団法人はその定款で、(1)社員は負担金のほか出資をなすべき旨を定めることは差し支えないが、(2)社員は当該法人の同意を得て持分を譲渡できる旨、(3)社員は脱退した払込済出資額を限度として持分の払い戻しを受け、(4)解散した場合社員は払込済出資額を限度として残余財産から持分の払い戻しを受ける旨、を定めることは妥当ではない」(昭和41・12・20民事四発第718号法務省民事局長回答)
- ③ 「社団法人の残余財産を社員に分配する旨の定款の規定は、無効である」(昭和47・9・12民事四発第196号法務省民事局長回答)

上記のとおり公益法人は営利を目的とせず、かつ、積極的に公益に関する事業を行うことを目的とする団体のみに法人格を付与している。従って、公益法人に出捐された財産は公益目的に供するため、返還されないことを前提とした一種の寄付であるため、出資者に対しては出資の払戻しは困難と解される。社団法人のうち事業型の法人(例えば畜産関係団体)の場合、定款において

会員の資格要件として出資を求めているものがある。例えば「会員は出資一口以上を有しなければならない」というような場合である。この場合には、会員が当該法人を脱退したとき、あるいは当該法人が解散したとき、その債務を弁済し、なお、残余財産があるときはその出資を限度として出資会員に対し出資金の払戻しを認めている例が多い。しかし、民法では公益法人で会員が出資金の返還を受けることは認められないと解するのが、上記行政実例等から一般的と考えられる。(参考文獻) 渋谷孝典「公益法人の財産管理に伴う出資金等の取扱い」月報公益法人 Vol.188 No.4 2005

農業後継者育成基金(507百万円)出資者一覧表

(単位：円)

出資者	出資額	出資者	出資額
山梨県	300,000,000	丹波山村	355,000
<市町村>		<農業団体 県組織>	
甲府市	8,389,000	JA中央会	100,000
富士吉田市	3,520,000	JA信濃	25,000,000
都留市	4,040,000	JA全農やまなし	17,000,000
山梨市	8,955,000	JA共済通山梨	18,000,000
大月市	4,130,000	JA厚生連	100,000
韮崎市	7,180,000	県農業共済連	500,000
南アズマス市	7,815,000	県畜産会	300,000
北杜市	8,692,000	県酪産	600,000
甲斐市	4,543,000	<農業団体 農業協同組合>	
笛吹市	8,242,000	北富士	770,000
上野原市	3,350,000	美富士	2,450,000
甲州市	8,621,000	鳴沢村	350,000
中央市	2,456,000	クレイン	3,330,000
市川三郷町	3,127,000	フルーツ山梨	5,840,000
増穂町	1,746,000	笛吹	4,370,000
麻沢町	763,000	西八代	1,980,000
早川町	715,000	富士豊茂	160,000
身延町	3,823,000	ふじかわ	4,180,000
南部町	2,077,000	中巨摩東部	1,890,000
昭和町	1,026,000	巨摩野	4,080,000
進志町	546,000	甲府市	2,600,000
西桂町	619,000	梨北	6,800,000
忍野村	882,000	合計	500,510,000
山中郡村	619,000		
鳴沢村	475,000	上記の他、払出金及び寄付金	6,000,000円
富士河口湖町	2,915,000	開拓者子弟育成基金	601,000円
小菅村	379,000	4件の寄付金	

(財)山梨県農業振興公社

13- (2)

旧敷島町の平成11年度土地の売渡による売却損14,545千円のうち平成11年度に売却損5,639千円を用地価格変動準備立金(預金)を取崩して穴埋めしたため、会計上は土地売却損が計上されていない。また、残り8,906千円は未処理のまま現在に至っている。本来は差損を用地価格変動準備金で全額処理するべきであったが、これ以外にも長期保有農地を抱える中で地価動向が不透明であったため公社の経営面からある程度の準備金を確保しておく必要があったと見え、売却損を約10年未処理のまま決算報告書を作成していた。今後このようなことはやめるべきである。
平成20年度において、未処理の売却損に伴う会計処理を行い、今後は未処理の会計処理がないようにすべきである。

平成11年度に売渡した旧敷島町の土地の明細および売却損は、次のとおりである。

土地の表示 市町村 大字	地目 (公簿)	地積 (㎡)	買入価格		金利 B(円)	減額 C(円)	売渡対価(円) D=(A+B+C)
			単価(円)	対価A(円)			
敷島町 下芦沢	畑	3,001	2,800	8,402,800	3,932,774	-6,453,614	5,881,960
敷島町 下芦沢	畑	631	2,800	1,766,800	826,918	-1,356,958	1,286,760
敷島町 上芦沢	畑	261	2,800	730,800	342,037	-61,277	511,560
敷島町 上芦沢	畑	1,242	3,600	4,471,200	2,154,479	-3,495,839	3,129,840
敷島町 上芦沢	畑	951	3,600	3,423,600	1,649,686	-2,676,766	2,386,520
		6,086		18,795,200	8,905,894	-14,544,454	13,156,640

平成11年度に旧敷島町の土地の売渡による本来あるべき会計処理は、次のとおりである。

	現金預金	用地売却		現金預金
現金預金	13,156,640		用地売却	13,156,640
用地価格変動準備金	14,544,454		用地価格変動準備立金	14,544,454
現金預金	14,544,454		用地価格変動準備金取崩収入	14,544,454
長期借入金返済	27,701,094		現金預金	27,701,094
用地減少	27,701,094	用 地		27,701,094

下記の会計処理を行ったのが実態である。

平成11年度の会計処理は、次のとおりである。

現金預金(注)	13,156,640	用地売却	13,156,640
用地価格変動準備金	5,638,560	用地価格変動準備立金	5,638,560
現金預金	5,638,560	用地価格変動準備金取崩収入	5,638,560
長期借入金返済	18,795,200	現金預金	18,795,200
用地減少	27,701,094	用 地	27,701,094

(注)実際の入金は、平成12年4月10日である。

従って、未処理の会計処理は下記のとおりとなる。

用地価格変動準備金	8,905,894	用地価格変動準備立金	8,905,894
現金預金	8,905,894	用地価格変動準備金取崩収入	8,905,894
長期借入金返済	8,905,894	現金預金	8,905,894